

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年12月27日
【事業年度】	第7期（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
【会社名】	株式会社ハイブリッドテクノロジーズ
【英訳名】	Hybrid Technologies Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 チャン バン ミン
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川2 - 22 - 1いちご新川ビル5F
【電話番号】	03-6222-9506
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 平川 和真
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川2 - 22 - 1いちご新川ビル5F
【電話番号】	03-6222-9506
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 平川 和真
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次		国際会計基準			
		第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月
売上収益	(千円)	1,520,009	1,735,437	1,702,058	2,407,912
営業利益	(千円)	113,677	101,395	111,378	287,840
税引前利益	(千円)	97,366	63,598	105,821	310,064
親会社の所有者に帰属する当期利益	(千円)	89,323	44,126	75,132	249,615
親会社の所有者に帰属する当期包括利益	(千円)	97,154	43,192	68,631	229,795
親会社の所有者に帰属する持分	(千円)	25,383	108,068	570,850	2,125,473
資産合計	(千円)	1,559,437	1,474,990	1,342,891	2,965,065
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	5.08	20.20	76.69	193.58
基本的1株当たり当期利益	(円)	17.86	8.29	11.73	24.23
希薄化後1株当たり当期利益	(円)	-	-	-	22.73
親会社所有者帰属持分比率	(%)	1.63	7.33	42.51	71.68
親会社所有者帰属持分当期利益率	(%)	151.24	106.73	22.13	18.52
株価収益率	(倍)	-	-	-	38.59
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	232,032	242,301	209,336	344,804
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	33,940	4,768	486,016	247,791
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	918	33,092	279,342	1,183,913
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	284,851	485,761	500,061	1,808,962
従業員数	(人)	606	476	511	554

(注) 1. 第5期より、国際会計基準(以下「IFRS」という。)により連結財務諸表を作成しております。また、第4期についても2018年10月1日を移行日としたIFRSに基づく連結経営指標等をあわせて記載しております。

2. 当社は、IFRSに基づいた連結財務諸表の端数処理に合わせ、千円未満を四捨五入して記載しております。
3. 第4期以降のIFRSに基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人東海会計社の監査を受けております。
4. 第4期の親会社の所有者に帰属する持分がマイナスとなっているのは、企業結合における取得資産及び引受負債の公正価値と支払対価の公正価値との差額を利益剰余金から直接控除しているためであります。
5. 第4期から第6期までの希薄化後1株当たり当期利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、当社は2021年12月23日付で東京証券取引所マザーズ市場(2022年4月4日以降は、グロース市場)に上場いたしました。
6. 第4期から第6期までの株価収益率は、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
7. 従業員数については、就業人員(正社員及び契約社員を含む。当社グループからグループ外への出向者を除く。)であり、平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
8. 第5期の従業員が第4期に比べて130人減少した主な原因は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた顧客からの案件規模縮小や撤退の要請に伴い、当社グループのうち、特にHybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.の従業員が退職したためです。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準				
	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月
売上高 (千円)	231,191	542,513	621,180	625,973	837,755
経常利益 (千円)	21,822	38,004	71,347	102,292	142,001
当期純利益 (千円)	17,802	25,011	50,460	63,041	94,563
資本金 (千円)	5,000	5,000	40,000	225,296	893,343
発行済株式総数 (株)	5,000,000	5,000,000	5,350,000	7,443,748	10,979,648
純資産額 (千円)	36,274	61,286	181,747	615,381	2,024,158
総資産額 (千円)	189,329	963,131	1,206,328	1,248,251	2,834,878
1株当たり純資産額 (円)	7.25	12.25	33.97	82.67	184.35
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	3.56	5.00	9.48	9.84	9.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	8.61
自己資本比率 (%)	19.16	6.36	15.07	49.30	71.40
自己資本利益率 (%)	65.04	51.27	41.53	15.82	7.17
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	101.85
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	46	60	62	59	74
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-
(比較指標: -)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	1,095
最低株価 (円)	-	-	-	-	427

- (注) 1. 第3期から第6期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。
2. 第3期から第6期までの株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当実績がないため、記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
5. 第4期以降については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省第59号)」に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人東海会計社の監査を受けておりますが、第3期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。なお、第3期は、株主総会において承認された数値について誤謬の訂正による修正再表示を反映しております。
6. 従業員数については、就業人員(正社員及び契約社員を含む。当社から社外への出向者を除く。)であり、平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
7. 当社は、2018年6月1日開催の臨時株主総会の決議により、2018年6月1日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 第3期から第6期までの比較指標、最高株価、最低株価及び第3期から第7期までの株主総利回りについては、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
- なお、当社株式は2021年12月23日付で、東京証券取引所マザーズ市場(2022年4月4日以降は、グロース市場)に上場いたしました。



### 3【事業の内容】

#### (1) ミッション

当社グループの起源であるベトナムは、かつて急速な発展を遂げた日本と同じように、より豊かな暮らし、新しい景色への渴望をエネルギー源にして大きな成長の最中にあります。当社グループは、その成長し続けることへの熱量が、今の日本企業が抱えている様々な課題を解決し、新たな景色を生み出す原動力になると考えております。

当社グループは、「私たちは常に発展途上であり、顧客と共に成長し続けます。」をミッションに掲げ、共創時代における顧客の真のパートナーとなり、顧客と共に新しい景色を創造する、という意味を込めた「New View With You」をビジョンとして、日本とベトナムを融合させ、ビジネスとテクノロジーの側面から顧客のデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）（注1）を推進するためのソフトウェア開発を軸とする『ハイブリッド型サービス』を提供しております。

#### (2) 事業コンセプト

現在の日本社会は、従来からのIT人材不足による、ビジネスの変革や、社内システムのアップデート等、デジタル化の遅れが大きな社会問題となっており、コロナ禍でのリモートワーク化、非対面ビジネスへの移行が収束した後も、デジタル化、DX化の需要は継続すると考えられます。一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会（JUAS）が発表している「企業IT動向調査報告書2022」では、IT投資で解決したい短期的な経営課題として、リモートワーク等の働き方改革への関心が対前年度調査で低下した一方、業務プロセスの効率化や、迅速な業績把握等によるリアルタイム経営への関心が高まっており、結果として調査対象企業の約89%が2022年度に前年と同等かそれ以上のIT予算の投資を予測している調査結果が報告されております。

一方で、独立行政法人情報処理推進機構社会基盤センターが発表している「IT人材白書2020」では、従業員300名以下の約70%の企業はDXに取り組んでいない、もしくは分からないと回答する等、DXの取り組みに未だ課題を感じている企業が多いと考えられます。また、その一因となっているIT人材不足は、経済産業省の発表している「DXレポート～ITシステム「2025年の崖」の克服とDXの本格的な展開～」などをはじめ、様々な調査で指摘されているところであります。

そのような環境において、当社グループは、DXの推進による『業務の改革』や『新しい事業の立ち上げ』を通して、様々な業界から社会を変革しようとする顧客の挑戦を支え、顧客の競争優位性を高めるパートナーであることによって、『顧客と共に成長』し、『新たな景色を創造』することを自社のビジネスと定義しております。

顧客のDXを推進するには、基盤となる開発力と、リソース、構想、設計、開発、検証のプロジェクトマネジメント力が必要となります。従来の分業型サービスが、サービス設計や開発要件の設定を日本の顧客に依存し、開発と実装のみをサービス会社が請け負う形態が一般的であったのに対して、当社グループのサービスは、当社が中心となり顧客のサービス設計、システム設計の上流工程を担い、ベトナム子会社の擁するエンジニアリソースと連携することで、上流工程から下流工程にいたる一連のサービスを提供する「ハイブリッド型サービス」を用いて、これを実現することを目指しております。

なお、当社グループは、日本法人である当社と、多数のエンジニアを有するベトナム子会社Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.、及びベトナム子会社Hybrid Techno Camp Co., Ltd.（2021年6月末をもって事業活動を停止し現地の法律に従い、必要な手続きが完了次第、清算結了となる予定です。）の計3社から構成されていますが、事業はハイブリッド型サービスの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

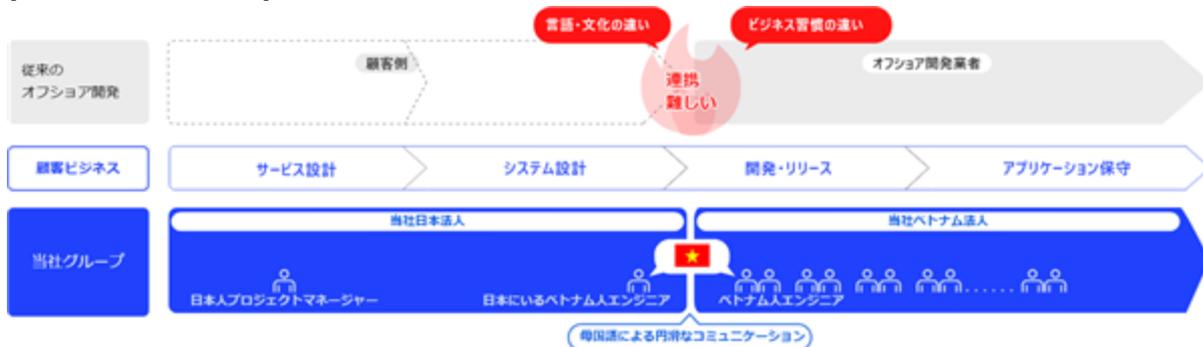
(3) サービスラインアップ

昨今のビジネスは、インターネットや情報のデジタル技術の活用によって新規参入障壁の低下、多様化が進んだことで、競争が激化している傾向があります。また既存の業務環境においては、従来の基幹システムが老朽化し、その多くは消費者ニーズや技術の発達に対応できず、蓄積した資産を事業に活用することが難しい状況におかれています。経済産業省の発表している「DXレポート～ITシステム「2025年の崖」の克服とDXの本格的な展開～」においては、調査対象となった企業の約67%が、老朽化したシステムをDXの足枷に感じていると回答しております。

これらの状況を打開するための取組として、経済産業省は2018年からDXを「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義し、その推進を呼びかけています。

当社グループは顧客が上述の定義を達成し、「競争上の優位性を確立する」ためには、「課題の早期具体化」を行い、効果的なPDCAサイクル（注2）をまわして「市場および事業のニーズ」を素早くプロダクトに反映することによって、収益の早期化と拡大、機会損失の最小化が求められます。これを実現するため、当社が顧客に提供する「ハイブリッド型サービス」は、顧客の上流工程を担う日本人のプロジェクトマネージャー（以下、PM）（注3）、実装工程を担うベトナムの豊富なIT人材、日本に常駐し双方の橋渡し役となるベトナム人のブリッジエンジニア（以下、BSE）（注4）を柱に、顧客のプロダクト開発を一気通貫で行う体制を備えております。

[図1：当社の事業内容]



ハイブリッド型サービスは、市場や顧客のニーズに応じて、『ストックサービス（準委任型）』と『フローサービス（請負型）』の2つのサービス内容で提供しております。中でも主要サービスはストックサービスであり、売上収益に占める割合は、2021年9月期で89%、2022年9月期で94%となっております。なお、ハイブリッド型サービスの特徴や強みの詳細については、後述の「3 事業の内容（4）当社グループの特徴・強み」にて記載させていただきます。

[図2：サービス内容]

サービス カテゴリー	ストックサービス	フローサービス
契約種別	準委任契約	請負契約
契約期間	原則1年(自動更新)	案件毎に変動
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客専用の開発チームを提供するサービス</li> <li>顧客の要件に応じたチームメンバーのスキル、人数を機動的に確保</li> <li>1年契約の自動更新を原則として、要望に応じて3ヶ月程度まで契約期間を設定</li> <li>契約が続く限り1件毎に毎月収益が発生するため、安定的な収益基盤を形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既定の要件に則り開発を受託するサービス</li> <li>実装後の保守、追加開発などの契約を、ストックサービス契約に誘導</li> </ul>
売上高 構成比※	94%	6%

2022年9月期の総売上収益のうち、ストックサービス、フローサービスそれぞれの売上収益が占める割合

#### a. スtockサービス

Stockサービスは、アジャイルスクラム型開発手法（注5）を用いて、市場環境の変化に合わせた顧客からのシステム要件に柔軟に対応するために、準委任契約でサービスを提供しております。

顧客の開発要件に適したPMやシステムエンジニア（以下、SE）（注6）等の開発リソースを、顧客専属のチームとして提供し、その稼働に応じて料金を申し受けるサービス形態であります。納品物ではなく、チームの稼働に応じて料金が確定するため、顧客市場のニーズの動向や顧客予算に合わせて、顧客のProduct開発を柔軟に進めることができる点に特徴があります。

このStockサービスは、『長期型』と『短期型』の2つに分類されており、顧客のニーズに合わせて提供しております。なお、Stockサービスの分類は、2023年9月期以降、『長期型』を契約の長期化が見込める6ヶ月以上の契約期間、『短期型』を6ヶ月未満の契約と定義を改定しております。この改定の詳細につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（4）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標 管理指標の改定について」をご参照ください。

『長期型』は、安定的にビジネスやProductを成長させるために開発リソースを必要とする顧客向けのサービスです。Productの開発や運用保守などのノウハウ継承が必要な顧客に適した運用形態で、原則として6ヶ月以上の契約となります。

『短期型』は、特定の案件でのリソースの確保が必要な顧客や、『長期型』を活用する前のトライアルを希望する顧客向けのサービス形態です。『長期型』に比べ、特定のProductの開発期間に合わせた契約期間となり、6ヶ月未満の契約期間となります。また、『短期型』終了後はProduct公開後の保守等を主目的に『長期型』への移行を提案しております。

#### b. フローサービス

フローサービスは、顧客プロジェクトの明確な要件のもと、あらかじめ決められた予算と期間で定められたProductの開発を受注する請負契約形態で、設計から実装までの仕様変更が少ないウォーターフォール型開発手法（注7）を軸に開発を進めるサービス形態です。

当社グループの事業系統図は、以下の通りであります。

[ 図3：事業系統図 ]



顧客へのサービス提供主体は、ベトナム子会社のHybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.ですが、日本国内で顧客と直接かわる業務（企画、提案、要件定義、顧客とのコミュニケーション及び代金回収等）は、親会社である当社ハイブリッドテクノロジーズが行っています。そのため、顧客、Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.及び当社の3社が契約当事者となる3社間契約を締結しております。

#### (4) 当社グループの特徴・強み

当社グループは、ハイブリッド型サービスの特徴・強みを、以下のように定義しております。

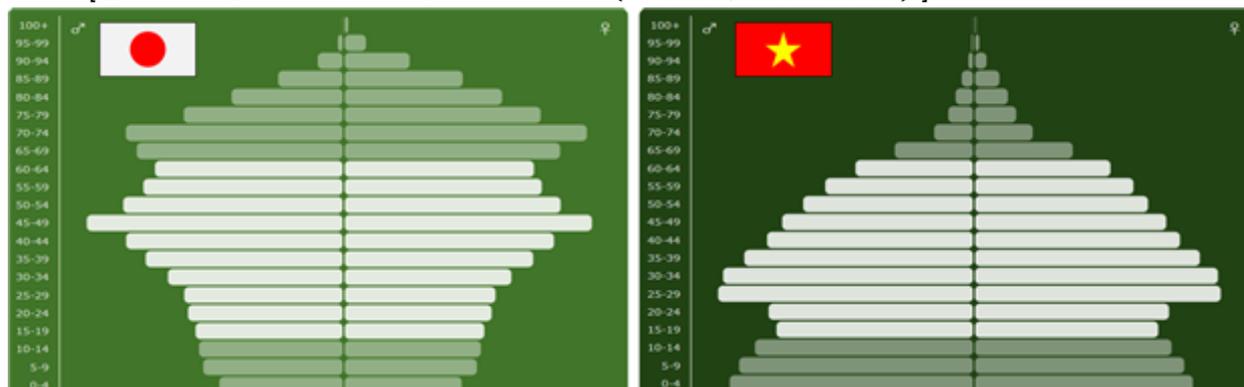
##### 1) 日本とベトナムのシナジー

当社が開発拠点を置くベトナムは、日本のDXを推進するパートナーとして高い適性があり、当社グループの事業を市場環境の側面から支える優位性があります。

##### a. 人口構成

少子高齢化問題が顕在化している日本の人口構成とは対照的に、ベトナムは20代から40代を中心とした厚い労働人口の基盤があり、全体の人口も引き続き増加すると見られています。日本の労働人口の不足を起因とする社会問題に対し、ベトナムは有効なパートナーになり得ると考えられます。

[図4：日本とベトナムの人口ピラミッドの比較（左：日本、右：ベトナム）]



出典：United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2019).World Population Prospects 2019, Online

##### b. IT人材の需給

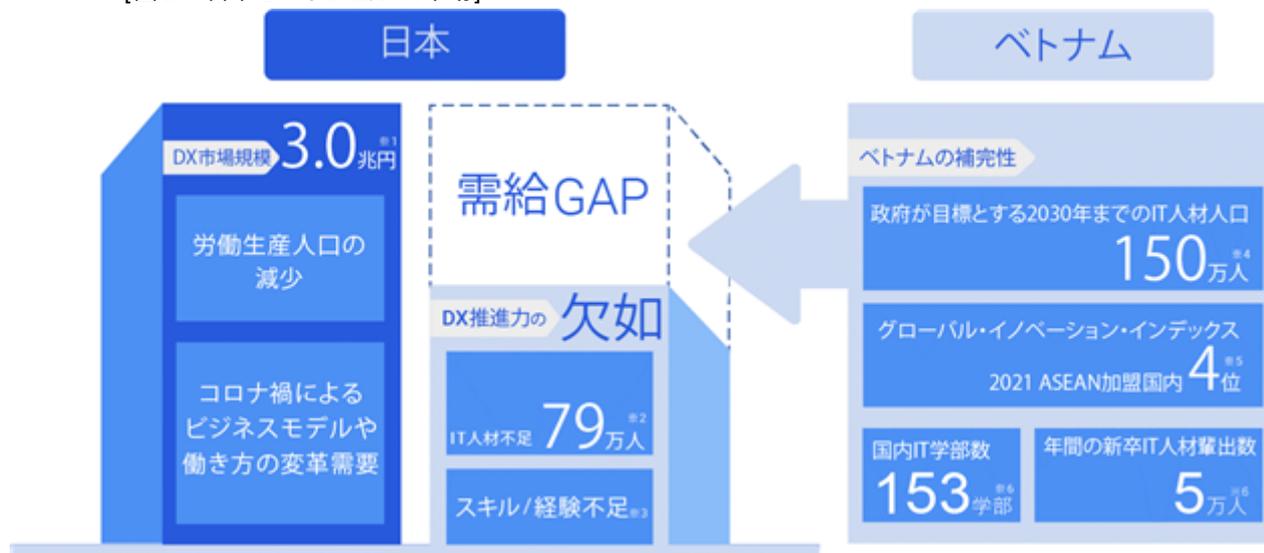
IT人材市場に注目しても、ベトナムは日本のリソース不足を解消する有力な要素を備えています。

日本のDX市場は2030年までに3兆円規模にまで成長すると予想される一方（ 1 ）、その需要に対応するIT人材は16～79万人不足するとした調査結果（ 2 ）が報告されています。

これに対しベトナムは、同じく2030年までにIT人材を150万人輩出する方針をベトナム政府が打ち出し（ 4 ）、その達成に向けてIT人材の育成に注力しています。2020年時点で、国内の大学に設置されているIT学部数は153学部、そこから輩出される新卒人材は年間約5万人（ 6 ）とも言われ、政府方針の達成に向けて今後もこの取り組みを推進していくと見られます。

日本国内の人材のみでは対応できないDXの需要と、ベトナムの国策に後押しされた豊かなIT人材の供給の合致が、ITの分野における日本とベトナムのシナジーであると考えております。

[図5：日本とベトナムのIT市場]



- 出典： 1...富士キメラ総研「2020デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」における、2030年度予想  
 2...経済産業省委託によるみずほ総研の2019年3月調査報告書において、生産性の上昇率を最大の0.7%で試算した場合の、2030年度予想  
 3...独立行政法人情報処理推進機構社会基盤センター、IT人材白書2020  
 4...LP(2020). Chien luoc quoc gia ve phat trien doanh nghiep cong nghe so Viet Nam. Hanoi: Socialist Republic of Viet Nam government News.  
 5...WIPO (2021). Global Innovation Index 2021: Tracking Innovation through the COVID-19 Crisis. Geneva: World Intellectual Property Organization.  
 6...TopDev(2020). Viet Nam IT Market Report 2020. Ho Chi Minh City: TopDev.

#### c. DX推進パートナーとしてのベトナムの優位性

日本の人口構成、DX市場の需給の合致以外にも、ベトナムは日本のビジネスパートナーとしての利点が考えられます。

##### 友好的な国際関係

ベトナムは親日国として認知されており、令和3年度ASEANにおける海外対日世論調査では、調査対象となったベトナム人300名において、「とても友好関係にある」または「どちらかというとも友好関係にある」と回答した割合が90%を超える等、日本とベトナムはビジネスパートナーとして良好な関係を築いています。

##### 高い経済成長率

ベトナム経済は成長を続けております。ベトナム統計局が発表した2022年第2四半期（4～6月）の実質GDP成長率は、7.7%と推計されており、今後も高い成長率が見込まれています。

##### 優れた理数・科学リテラシー

ベトナムは国内のSTEM教育（科学、技術、工学、数学）を促進しており、OECDが実施した学習到達度調査では、理数系科目で第8位にランクインする等、高い教育水準を持っております。今後もベトナムからIT人材が安定的に供給されると推測できます。

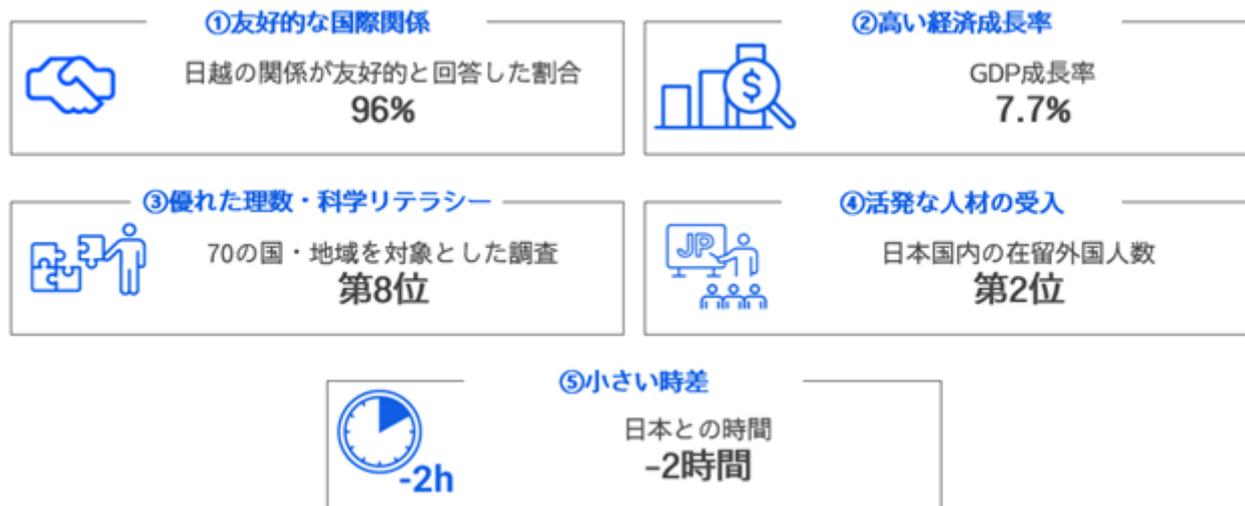
##### 活発な人材の受入

日本とベトナムは人の往来が盛んであり、他の国籍と比較して日本国内で接する機会が多い国と考えられます。出入国在留管理庁が発表した、令和3年6月末現在における在留外国人数についての調査では、留学生や技能実習生を含め、日本国内の在留外国人数では中国人に次いで2位となっています。

小さい時差

ベトナムと日本の時差は、-2時間です。日本の就業時間との時間差はほとんどなく、日本顧客と足並みを揃えた迅速な対応が可能です。

[ 図6：DX推進パートナーとしてのベトナムの優位性 ]



以上の人口構成、およびIT人材の需給バランス、DX推進パートナーとしての優位性から、当社が開発拠点を置いているベトナムは、日本のDXパートナーとして高い適性があり、当社事業が成長する市場環境を形作っている点が、当社グループの事業の1つ目の強みであります。

## 2) ハイブリッド型サービスの開発体制

2つ目の強みは、当社が提供するハイブリッド型サービスの提供体制であります。

前段に記載した通り、当社は日本人PM、ベトナムのSE、それらの橋渡しとなる、日本に常駐するベトナム人BSEの3つを柱として、顧客のプロダクト開発を一気通貫で担うことができる点が特徴であります。この体制には、以下のような強みがあります。

### a. 日本人PMが在籍していることによる、上流工程から一気通貫の開発体制

当社の日本法人には、コンサルティング会社やSE等、様々な背景を持つ経験豊富な日本人PMが在籍しており、顧客プロダクト開発における上流工程の専門的なコンサルティングから担うことができます。上流工程のコンサルティング、開発、テスト等の各工程を専門に行なっている会社の場合、工程ごとに別会社への引き継ぎや二次発注が発生し、コストや開発期間が冗長になるケースがあります。一方で、当社はベトナムに豊富な開発リソースを保持しながら、上流工程の専門人材を日本法人に持つことで、顧客のプロダクト開発を上流工程から担うことが可能になっております。

### b. 母国語を用いた円滑なコミュニケーション体制

従来のオフショア開発は、言語や商習慣の違いから、国を跨ぐ際のコミュニケーションが不十分になり、結果として顧客の要件を満たす品質を実現できないことが課題とされてきました。これに対して当社は、日本法人で日本人PMとベトナム人BSEが協働することで、この課題を解決しております。顧客は日本国内で日本人PMと日本語で会話が完結し、ベトナム法人で実装を担うベトナム人SEは、日本に常駐して日本語や日本の商習慣を理解するベトナム人BSEとの間で、ベトナム語での密なコミュニケーションが可能です。顧客からベトナム人SEまで母国語で意思伝達ができることで、従来のオフショア開発最大の課題であったコミュニケーションロスを抑制し、高品質なサービスを提供しております。

### c. 品質管理体制

当社グループはベトナム拠点において、開発を担うチームとは独立して各プロジェクトの品質管理に特化した「Quality Assurance部」を設置しております。Quality Assurance部が行う品質管理は、ISO9001:2015(注8)、ISMS(ISO/IEC 27001:2013)(注9)、ISTQB/Platinum Partner Program(注10)資格認定を受け、準拠した独自の管理体制に基づき、人材教育と、社内システムの両面から品質の保証、向上に取り組んでおります。

人材教育においては、Project Management Professional (PMP)、Professional Scrum Master (PSM)、Amazon Web Service認定 (AWS認定) 等の多様な資格取得を推奨し、そのための教育計画を作成、実施しております。

社内システムの側面からは、独自開発した以下2つのシステムを用いて、プロダクト開発から納品までをモニタリングしています。

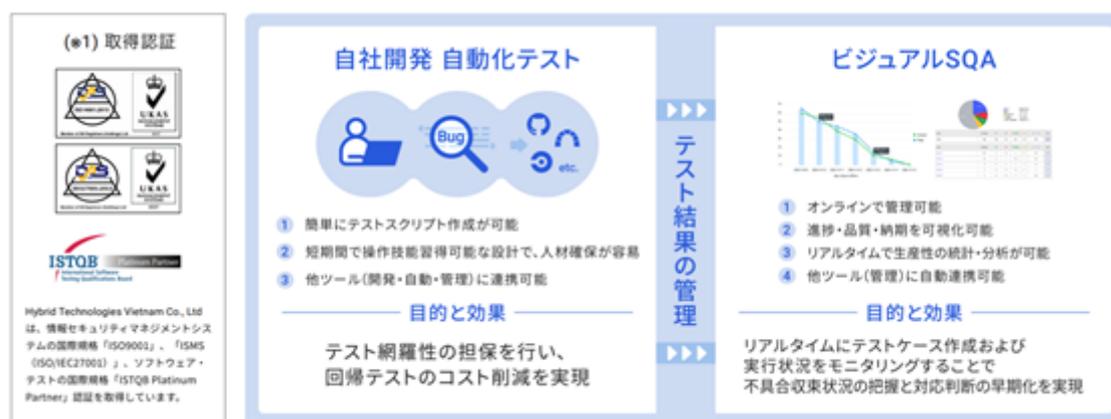
#### 自動化テスト「Hybrid Automation Testing (HAT)」

HATはプロダクトテストの自動化、標準化を主眼に作成したツールです。スクリプト作成を簡略化し、他のツールと連携する拡張性を持たせることで、担当者個人の能力に依存しない自動テストと、発見した課題を迅速に報告、続くCATと連動してタスク化することができ、開発全体の効率化ができる点が特徴です。

#### ビジュアルSQA (CAT)

CATはオンラインで作業進捗やテスト結果等をリアルタイムに分析、可視化する管理ツールで、進捗状況の遅延や、不備等が発覚した場合に、その状況をチームに共有し、対応を円滑化することができます。分析結果を基にその後の進捗予測が可能である点、顧客の環境や要望に応じて併用する他の開発管理ツールと連携が可能である点、HATと連携してテストモデルケースの自動生成が可能である点が特徴であり、案件の管理、テストの円滑化の両面から開発の生産性と品質向上に寄与しております。

[ 図 7 : 品質管理体制 ]



### 3) リソース供給能力

日本とベトナムの連携体制を基盤とする事業モデルを担う優秀な人材を確保するため、当社グループは日本とベトナムで、以下のような採用、育成の体制を築いております。

#### a. 日本における施策

当社は日本国内において、ベトナムの優秀な人材にアクセスできる体制を確保しております。具体的には、ベトナムから日本への留学生ネットワークから、日本の文化やビジネスに深い理解を持つ日本での就業経験のあるベトナム人PM、SEや、日本人PMの社内推薦・紹介経由での採用を促進しております。

日本に配属されているベトナム人PM、SEは日本語能力だけでなく、日本の市場や商習慣を理解する必要があり、入社後の言語教育やプロジェクト単位でのスキル向上を図るとともに、全社でノウハウ共有の場を設け、組織力向上に努めております。

#### b. ベトナムにおける施策

当社グループはベトナム国内で高い認知度を獲得しており、特に2021年12月の東証マザーズ市場（現 グロース市場）への上場は、ベトナム人が代表を務める企業が初めて日本市場に上場したことで、様々なベトナム国内メディアに掲載されました。

ベトナム国内での知名度向上は、採用候補者の獲得において追い風となっております。当社のリクルートシステムに登録されている採用候補者リストは、開発経験者で約26,000人、新卒人材で2,200人規模に成長し、顧客のニーズに合わせた柔軟な採用を可能としております。

ベトナムにおける新卒人材の候補リスト

ベトナムにおける開発経験者の候補リスト

2,200人+

26,000人+

開発経験者の採用の他にも、当社はベトナム国内の大学との産学連携によって、優秀な新卒人材の育成、採用網の獲得に注力しております。2022年12月時点で、国立大学を含む8校と産学連携体制を持ち、インターンの受入や教育カリキュラムの共同設計等を通して、ベトナム国内の大学を卒業する若いIT人材の獲得経路を強化しております。

更に、採用したエンジニアには、入社後に自社内の組織「Talent Academy」にて体系的な教育を施しております。ここでは、顧客の動向を反映した教育カリキュラムや、対日本顧客を意識した語学やビジネスマナー等の研修も行われ、採用と育成の両側面から優秀な人材の育成、提供に努めております。

[ 図 8 : ベトナム国内の提携大学 ]



#### 4) 安定的な収益モデル

当社グループのハイブリッド型サービスは、ストックとフローの両軸によって安定的な収益モデルを構築しております。特に、当社グループ売上収益の、2021年9月期で89%、2022年9月期で94%を占めるストックサービスは、顧客の情報システム部門の補完的な立ち位置になり、顧客事業や顧客サービスが継続する限り、当社サービスも継続するため、安定した収益の拡大が見込めるモデルとなっております。

補足（用語説明）

1) DX デジタルトランスフォーメーション

2004年に「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」という理念で提唱された、デジタル技術を用いたビジネスの変革の総称。

日本においては、2018年に経済産業省によって「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義、推進されている取組。

『アナログ・物理データのデジタルデータ化による業務改革』を行うデジタイゼーションや、『新しい事業の立ち上げ』を行うデジタルライゼーション等、段階毎に細分化される場合がある。

2) PDCAサイクル

Plan（計画） Do（実行） Check（評価） Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

3) PM（プロジェクトマネージャー）

プロジェクトのスコープ管理、進行管理、予算、品質、納期管理など全体管理責任を持つ人材。

4) BSE（ブリッジエンジニア）

言語や文化の異なるメンバーで構成されたプロジェクトを円滑に進行するための橋渡し役となる人材。

単なる通訳に留まらず、プロダクトの仕様や、開発手法、納期管理等、専門性の高いコミュニケーションを、誤差が生じないよう正確に遂行するため、コミュニケーションや言語のスキル、開発に関する知識を求められる。

5) アジャイルスクラム型開発手法

ビジネス機能に対して開発機能を分解し、機能単位での要件定義・設計・実装・テストを行う「アジャイル開発」の中の代表的な手法の一つ。「達成すべき目標」や「実現すべき機能」をチーム内で共有を行い、チーム全体で開発を進める手法。

6) SE（システムエンジニア）

要求に従い、機能仕様から実装に至るまでの業務に従事する人材。

7) ウォーターフォール型開発手法

コンピュータソフトウェアのシステムの開発手法。要件に従い、要件定義・設計・実装・テストを一連の流れで行う手法。主に、前工程での変更が少ない業務系のコンピュータシステム向けの開発で用いられる。

8) ISO9001:2015（品質マネジメントシステム）

DAS Certification Limited（DAS）による品質マネジメントシステム（ISO）適合性評価制度の認定。

9) ISO/IEC 27001:2013（情報セキュリティマネジメントシステム）

DAS Certification Limited（DAS）による情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度。

10) ISTQB/Platinum Partner Program（国際ソフトウェアテスト資格認定Platinumパートナー）

ISTQB（International Software Testing Qualifications Board）はソフトウェアテスト技術者の国際資格認定団体であり、同団体によるパートナープログラムは、会社や組織に属するISTQB認定技術者の技術を通してその会社や組織を4段階（Global、Platinum、Gold、Silver 上位ランク順）で認定するパートナーシップスキーム。

## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd. (注) 4、5	ベトナム ホーチミン 市	226,950千VND	ハイブリッド型サービス	100.0	ソフトウェア開発・営業サポート業務委託契約 資金の貸付 出向契約 役員の兼任1名
(連結子会社) Hybrid Techno Camp Co., Ltd. (注) 4、6	ベトナム ホーチミン 市	40,624,200千VND	ハイブリッド型サービス	100.0	役員の兼任1名
(その他の関係会社) Soltec Investments Pte. Ltd.	シンガポール	100,000USD	投資 マネジメン トコンサル ティング	(被所有) 36.0	株式投資
(その他の関係会社) 株式会社エアトリ (注) 3	東京都港区	1,546,551千円	オンライン 旅行事業 ITオフィ ア開発事業 投資事業	(被所有) 28.4 (間接被所有) (3.2)	ハイブリッド 型サービスの 受注
(その他の関係会社) Evolable Asia Co., Ltd. (注) 7	ベトナム ホーチミン 市	200,000USD	マネジメン トコンサル ティング事 業	(被所有) 3.2	株式投資

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄について、当社グループは単一セグメントであるため、連結子会社が行う主要な事業を記載しております。また、親会社については事業の内容を記載しています。

2. 議決権の所有割合又は被所有割合の( )内は間接所有割合であり、内数であります。

3. 有価証券報告書の提出会社であります。

4. 特定子会社に該当しております。

5. 売上収益(連結会社相互間の内部売上収益を除く)の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 (1)売上収益: 2,407,912千円

(2)営業利益: 238,048千円

(3)当期利益: 161,976千円

(4)資本合計: 96,090千円

(5)資産合計: 1,305,911千円

6. 当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるHybrid Techno Camp Co., Ltd.の解散及び清算を決議致しました。現地の法律に従い、必要な手続きが完了次第、清算終了となる予定です。

7. 被所有持分は100分の20未満ですが、実質的な影響力を持っている株式会社エアトリの子会社であるためその他の関係会社としたものであります。

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2022年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ハイブリッド型サービス	554
合計	554

(注) 1. 従業員数は就業人員(正社員及び契約社員を含む。当社グループからグループ外への出向者を除く。)であり、平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

2. 当社グループは、ハイブリッド型サービスの単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

## (2) 提出会社の状況

2022年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	年間の平均給与(円)
74	34.8	2.3	5,704,083

(注) 1. 従業員数は就業人員(正社員及び契約社員を含む。)であり、平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

2. 年間の平均給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数、平均年齢、平均勤続年数及び年間の平均給与は、出向社員を除く正社員・契約社員のみで算定しております。

4. 当社は、ハイブリッド型サービスの単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

## (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて、労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループにおける経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下の通りであります。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、顧客の課題を解決する適切なDXの推進によって、様々な業界から社会を変革しようとする顧客の挑戦を支え、顧客の競争優位性を高めるパートナーとなることで、顧客と共に「新しい景色の創造」を達成します。

日本ならびに世界が大きな転換期にある中、当社グループの起源であるベトナムと日本の両国がWin-Winとなる形で、顧客と共に成長し、顧客と共に新しい景色を創造し続けることで、今後とも企業グループとしての持続的な成長を目指してまいります。

#### (2) 経営環境

新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、国内外の企業経営に引き続き大きな影響を与える中においても、当社グループが属する情報サービス産業においては、経営の効率化や生産性の向上、新事業の立ち上げなどに向けて、DX推進への関心は高まっております。

現在の日本社会は、少子高齢化から産業界の人材不足が大きな社会問題となっておりますが、その中でもIT人材の不足は深刻です。2030年時点でのIT人材の需要と供給の差（需給ギャップ）は、需要が供給を16～79万人上回ると試算した調査もあり（1）、需給ギャップの緩和に向けて生産性の向上やIT人材の確保が強く求められています。さらに同感染症対策として、企業のリモートワークへの対応や非対面式ビジネスへの移行が進行しており、働き方改革をはじめとした企業活動の在り方が問われる中、日本社会のデジタル化の遅れが露呈して大きな社会問題となっております。特に、DX分野の成熟度に関して、米国においては、DXによる新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通してこれまでにない価値を創出した企業により、従来のビジネスモデルが脅かされ、既存の産業構造の変革に至るデジタル・ディスラプションが進んでおります。同様の動きは今後日本でも本格化することが予測され、チャンスにもリスクにもなり得ることから、各企業にとっては一刻も早い取組が求められています。

一方で、2025年の壁といわれる、複雑化・老朽化・ブラックボックス化した既存のレガシーシステムが改革されずに企業内に残存し、その維持管理費が高騰する中で、自社データの活用ができず、日々進化する市場の変化に対応したビジネスモデルの変革も進まないという構造的な課題も表面化しています。特に従業員300名以下の企業の約70%はDXに取り組んでいない、もしくは分からないと回答した調査結果があり（2）、当社グループがサービスを提供するDX推進市場の可能性を示しているものと考えております。

当社グループが、日本のDX推進市場で開発拠点としているベトナムには、「第1 企業の概況 3.事業の内容 (4) 当社グループの特徴・強み」として「1) 日本とベトナムのシナジー c. DX推進パートナーとしてのベトナムの優位性」に記載している特徴や優位性があると考えております。

当社グループは、そのベトナムの多くの若く優秀なエンジニア達を中心に、DXの推進による『業務の改革』や『新しい事業の立ち上げ』を通して、様々な業界から社会を変革しようとする顧客の挑戦を支えつつ、顧客の競争優位性を高めるパートナーであることによって、『顧客と共に成長』し、『新たな景色を創造』することを達成してまいります。

出典： 1...経済産業省委託による、みずほ情報総研株式会社の「IT人材需給に関する調査」（2019年3月）  
2...独立行政法人情報処理推進機構社会基盤センター、IT人材白書2020

#### (3) 経営戦略

当社グループは、上記の経営環境の中で、ハイブリッド型サービスを通じて、顧客課題を解決します。

ハイブリッド型サービスは、当社が中心となり顧客のサービス設計、システム設計の上流を担い、ベトナム子会社が擁するエンジニアリソースと連携することで顧客サービスの上流工程から下流工程に至る一連のサービスを提供しています。デザインシンキング（注1）等を用いたサービス設計、リスタートアップ（注2）による開発、経験豊富なPMやSEによる要件定義やシステム設計、ベトナム子会社が擁する豊富な開発リソースを駆使したプロダクト開発によって顧客のビジネス成長を推進します。

当社グループの売上収益比率は、ストックサービスが2021年9月期で89%、2022年9月期で94%となっており、今後もストックサービスの売上収益比率を高めていく方針です。

そのために、ストックサービス数の拡大とストックサービス単価の向上を重要指標としております。ストックサービスは、開発リソースを専属のチームとして中長期的に提供するサービスで、チームの規模が大きくなるほどチーム単位のサービス金額（単価）が向上して、収益基盤の安定化につながるサービス形態です。ストックサービス件数については、為替の変動に応じた柔軟な価格施策、営業部門の増員による提案体制の強化、当社上場後の信用力を背景とした大手顧客へのアプローチ強化等によって、ストックサービス単価については、付加価値の高い上流工程の提案

力強化、UI/UX組織の設立による対応領域の拡大、サービスライン拡大による収益構造の多様化等によって、それぞれ向上を図ってまいります。

また、2022年9月期から始動したスタートアップ事業支援プロジェクト「Hybrid Technologies Capital」は、多くのスタートアップ企業にて挙げられる資金調達の難航や社内開発リソースの枯渇という課題を解決し、スタートアップ企業の事業成長を目的として立ち上がった投資プロジェクトです。当社の強みであるベトナムと日本のエンジニアリソースを融合させたハイブリッド開発のリソース提供と、資金の提供を行うことで、支援先企業のDX支援と事業拡大を目指します。

補足（用語説明）

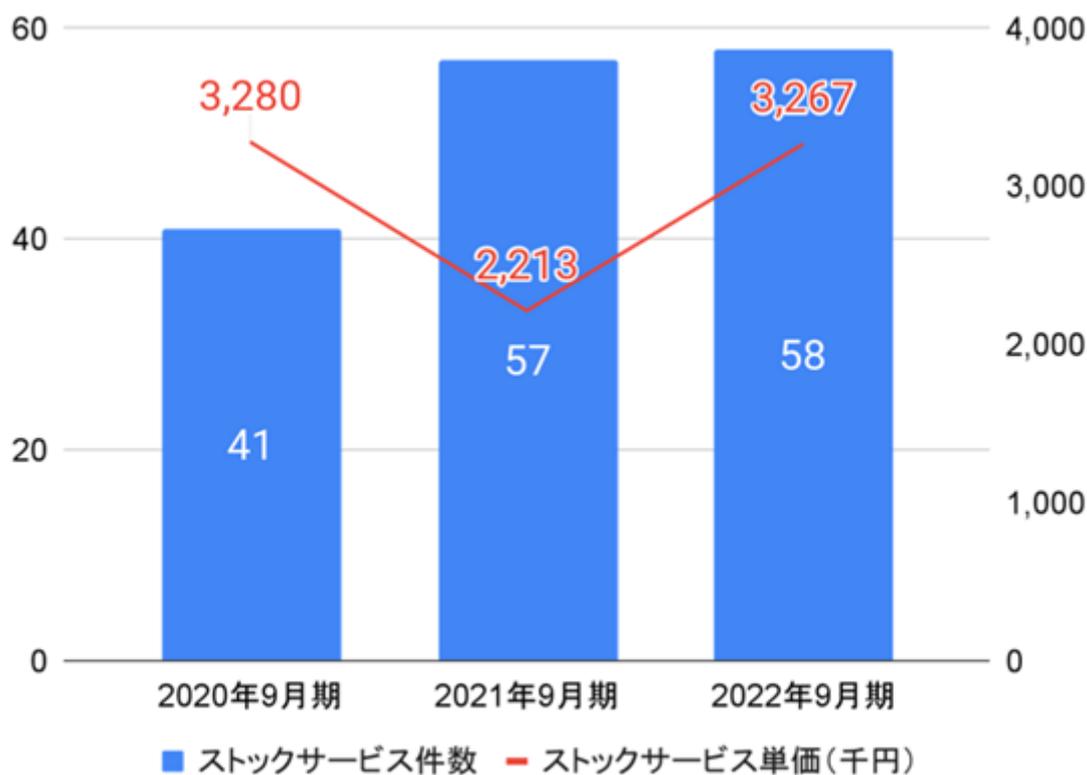
- 1）課題を解決に導くために用いられるマインドセットのひとつ。デザインで使われる考え方を、さまざまなビジネスの場面に応用する手法。
- 2）コストをかけずに最低限の製品・サービス・機能を持った試作品を短期間でつくり、顧客の反応を的確に取得して、顧客がより満足できる製品・サービスを開発していくマネジメント手法。

## (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

## 2022年9月期までの管理指標

当社グループは、ストックサービスを維持、拡大させることで経営の安定化を図る方針であり、新規プロジェクトの獲得によるストックサービス件数の増加、及び既存顧客からの増員、新たなプロジェクトによるチームラインの増加、上流工程からの介入強化を通じたストックサービス単価の向上により、市場を拡大し、ノウハウを蓄積するとともに、人材・新規技術獲得等への投資を継続することで、企業グループとしての持続的な成長を図ってまいります。そのために、当社はストックサービス件数とストックサービス単価を重要指標としております。当社グループにおけるストックサービスの売上収益比率は、2021年9月期で89%、2022年9月期で94%となっております。

## [事業年度ごとのストックサービス件数とストックサービス単価]



(注1) スtockサービス件数は、「月次ストックサービス数の年次合計÷12ヶ月」で算出した年次平均数であります。なお、この指標はストックサービスにて受注したプロジェクト数(長期型と短期型の合算)であり、同一の顧客から複数のプロジェクトを受注することがあるため、顧客数とは異なります。

(注2) スtockサービス単価は、「年次のストックサービス売上÷月次ストックサービス数の年次合計」で算出した年次平均単価であります。

## 管理指標の改定について

2023年9月期より次の通り指標の定義を改定する方針であります。

- ・ストックサービス件数は、当社事業の進捗に大きな影響を与える長期ストックサービスの期末時点の件数に改定いたします。対象を長期のストックサービスとすることにより、件数の動きがより直接的に売上収益の変動に連動するとともに、期末時点の件数とすることにより、時系列に沿った件数の状況がより明瞭になるものと期待しております。
- ・ストックサービス単価は、期末時点の単月平均に改定いたします。この改定により、ストックサービス単価の動きや、成長の進捗状況がより明瞭になるものと期待しております。

	ストックサービス件数	ストックサービス単価
変更前	$\frac{\text{月次ストックサービス数の年次合計}}{12(\text{ヶ月})}$ で算出した年次平均数	$\frac{\text{年次のストックサービス売上}}{\text{月次ストックサービス数の年次合計}}$ で算出した年次平均単価
変更後	<b>契約期間が6ヶ月以上のストックサービス数の、期末時点の合計</b>	$\frac{\text{年度末時点のストックサービス単月売上}}{\text{同月のストックサービス数の合計}}$



#### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、今後の持続的な成長を実現する上で、以下の事項を課題として重視しています。

##### 開発体制の継続的な強化

今後、より一層顧客の要件を満たす事業を実現するためには、開発品質レベルの向上は不可欠であります。当社グループは、日本とベトナム両国でのハイブリッドな開発体制に特徴がありますが、グループ間コミュニケーションのさらなる強化を図る一方で、それぞれの特性を活かした開発手法の標準化、開発ノウハウの蓄積・共有を今後も進めてまいります。特に、受注前の見積り精度の向上や受注後のプロジェクト進捗確認等のモニタリングを通じて、開発品質の確保と納期の遵守については最重要課題として取り組んでまいります。

##### 技術力のさらなる強化

DX市場の変化、それを支える技術革新は目覚ましいものがあり、それらの最先端技術を迅速、的確に自社のサービスに反映し、市場のニーズに応えることが、企業成長において重要な課題であります。当社グループは、社内外で開発実績を持つAIモデルの構築をはじめ、今後もIoT、ブロックチェーン、サイバーセキュリティ等の幅広い最先端技術の習得に努め、様々な業界・業態の顧客への提案力の向上、更なる価値創造に努めてまいります。

##### 新規顧客の獲得

当社グループが、持続的な成長を続けるためには、売上拡大に繋がる新規顧客の獲得が必要であると考えております。IPOによる認知度、知名度の向上も活かして、マスマーケティング、展示会への出展、プライベートセミ

ナーの開催、リスティング、動画コンテンツの配信などを展開し、継続的に新規受注を獲得できる体制の確立を目指してまいります。

#### 人材採用・育成の強化

当社グループが、持続的な成長を図っていくには、専門性を有する優秀な人材を安定的、かつ機動的に確保することが必要不可欠と考えています。ベトナム3拠点での産学連携、日本でのベトナム人脈のさらなる活用等も含めて、ターゲット別に最適な人材採用戦略を講じてまいります。また、自社機関である『Talent Academy』の教育プログラムにより、新卒人材であっても即戦力に近いパフォーマンスを発揮する人材を、社内で短期に育成する体制を継続して強化してまいります。当社グループ事業の源泉は人材にあることを心に留め、今後とも優秀な人材の確保に努めてまいります。

#### 情報管理体制の更なる強化

当社グループは、顧客の開発要件によっては、個人情報を含む顧客の機密情報を取り扱う場合があります。これらに適切に対応するために、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格であるISO27001:2013を取得し、情報管理やセキュリティ管理の徹底を図っております。また、2022年9月にはベトナムの国家サイバーセキュリティセンターとの間で、サイバーセキュリティに関する相互支援を目的とした協力覚書を締結いたしました。今後も当社グループの情報管理体制の整備、強化に取り組んでまいります。

#### 経営管理・内部管理体制の強化

当社グループは、当社グループを取りまく事業環境の変化に柔軟に対応し、継続的に企業価値の向上を図っていくためには、内部統制環境の整備・強化が重要な経営課題であると認識しております。全社的なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化、さらには適切なリスクテイク体制の構築を目指して取り組んでまいります。

#### 持続的な企業の成長

当社グループは、今後より一層顧客のDX推進と競合優位性の向上、および日本のIT人材不足の解決の一助となるべく、持続的な企業規模の成長、事業の拡大を図ってまいります。これらを達成するべく、業績の向上や市場活動によって得られた資金を柔軟に活用し、設備や人材への投資を継続してまいります。また、企業買収や事業提携等についても、当社グループの事業拡大に有効と判断できる場合は、積極的に検討してまいります。

#### 手元流動性の確保

当社グループは、継続的な取引である「ストックサービス」が売上収益の多くを占めているため、キャッシュ・フローは、安定していると認識しております。今後も、事業環境の変化やM&Aなどの資本政策にも対応できるように、柔軟な財政政策を実施してまいります。

## 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性を認識している主要なリスクは、以下の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### 1. 事業環境、事業構造面

#### 市場認知

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（2）経営環境」に記載の通り、現在の日本社会は、深刻なIT人材不足の状況にあり、デジタル化の遅れが大きな社会問題となっていますが、それらは、当社グループがサービスを提供するDX推進市場の可能性を示しているとも考えられます。当社グループでは、ハイブリッド型サービスで実績を積み重ねるとともに、各種プロモーション活動等の啓蒙活動を積極的に展開し、日本におけるベトナムオフショア開発の市場認知度の向上を推し進める活動を実施していますが、これらの取組が想定通りに進展しなかった場合に、当社グループの成長シナリオに重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 競争激化

今後の事業の拡大を推し進める上で人材の確保・育成が重要な経営課題であり、ベトナム子会社において新卒人材を受け入れて研修、育成する「Talent Academy」を運営するなど、日本とベトナムで様々な施策を実施しております。しかしながら、採用が計画通りに進まなかった場合、また人材の流出も含めて人材の育成が進まなかった場合に、当社グループの開発力やコスト競争力が相対的に低下することで、失注や利益率の悪化等を招き、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 特定顧客への依存

当社グループは、主にWeb/ECシステム、モバイルアプリ領域を中心にハイブリッド型サービスで実績をあげてまいりましたが、顧客のDX推進パートナーの採択にあたっては稼働運用実績が重視されることから、既存顧客の継続案件が多くなり、依存度が増す傾向にあります。その結果、2022年9月期で上位5社による売上収益比率が37.3%となっております。当社グループは、新規顧客の開拓を行うことで相対的な依存度を下げていく各種取組を進めておりますが、これらの取組が想定通りに進展せず、既存顧客の業績等の影響を受けた場合に、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 法的規則

当社グループの事業には、日本においては「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」や「下請代金支払遅延等防止法」等の関連業法や告示が存在します。また、ベトナムにおいても、各種関連法令が存在します。当社グループでは、顧問弁護士のアドバイスも受けながら、業務フローやマニュアルを整備するとともに、管理部法務グループが中心となって運用状況を適宜チェックしております。現時点では、事業の継続に大きく影響を及ぼすような法規制は無いものと認識しておりますが、今後の法整備の結果、新たな法規制が発生し、当社グループの対応が遅れた場合には、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 移転価格税制

当社グループにおいて、国境を跨ぐ会社間の取引価格の設定においては、適用される移転価格税制の遵守に努めていますが、税務当局から取引価格が不適切であるとの指摘を受けた場合、追徴課税や二重課税が生じることにより、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### ベトナムカントリーリスク

当社グループの事業は、ベトナム子会社が開発業務の中核を担っております。ベトナムは同じIT技術大国であるインドや中国と共に、オフショア先として注目を浴びている国の一つです。長期的な観点ではオフショア先をベトナムに限定することなく、グローバルな視点からリスクを管理してまいりますが、今後ある程度の時間レンジでは、同国の人件費の高騰、法改正や税制面での優遇の見直し等でオフショア先としての優位性が無くなった場合に、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 為替相場の変動

当社グループのベトナムを中心とした事業は、連結財務諸表を作成するにあたっては現地通貨を円換算する必要があり、換算時に使用する為替レートによっては当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、為替相場の変動は中長期的には平準化されるものと考え、為替予約は行っておりません。

#### 新規技術への対応遅れ

当社グループの事業は、インターネットを中心としたITシステムの利用を大前提としておりますが、技術革新等でIT環境に大きな変化が起これ、その変化に対応するための技術開発に多大な費用が発生した場合や、当社グループ側の対応が遅れた場合に、競争力が低下することが考えられます。また、インターネットの利用を制約するような新たな法的規制の導入等により、インターネット関連市場の発展が阻害され、当社グループの事業が低迷することが考えられます。以上のような場合には、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 知的財産権

当社グループが提供するハイブリッド型サービスにおいては、ソフトウェア開発に関連する特許権や著作権等の知的財産権の確保が業務遂行上重要であり、独自の技術・ノウハウ等の保護・保全とともに、法務部門及び品質管理部門が中心となって、第三者の知的財産権を侵害しないよう十分な注意を払っております。しかしながら、第三者より損害賠償及び使用差止め等の請求、並びに特許に関する対価（ロイヤリティ）の支払等が発生した場合には、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### システムトラブル

当社グループは、自社サービスをサーバー上で提供していないものの、日本とベトナム両拠点においてインターネットを中心としたITシステムの環境下でソフトウェア開発を行っています。使用するハードウェア、ソフトウェア、通信回線等の不具合、人為的なミス、さらにはコンピュータウイルス、停電、自然災害等によって作業が中断し、当社グループ側の対応が適切に行われなかった場合に、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 情報セキュリティ

当社グループは、サービス提供の過程で、顧客のシステム上で直接開発作業を行うことがあり、各種機密情報にもアクセスすることがあります。そのため、顧客との間で責任範囲を明確にして、ベトナム子会社では情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得するとともに、グループの品質管理部門やITインフラ部門が中心となって、情報セキュリティソフトの導入や、各種社内規程や作業手順書の整備、社内教育・啓蒙活動を実施するなど、社員の情報管理には徹底して取り組んでおります。しかしながら、不正アクセスや操作ミス等の発生、あるいはコンピュータウイルスによる被害等、不測の事態の結果、機密情報が外部に漏洩した場合には、信用低下や損害賠償請求等により、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### ストックサービスの品質について

当社グループが提供するハイブリッド型サービスにおいては、その全体収益の大半を占める準委任契約であるストックサービスについては法的には作業結果に対する契約不適合責任（瑕疵担保責任）を負いませんが、サービスの品質が顧客の求める水準を維持できなかった場合には、顧客からの信用低下により、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 不採算プロジェクトの発生について

ハイブリッド型サービスを計画通りに完了させることは、当社グループの業績向上にとって非常に重要であります。特に、当社グループの提供するフローサービスにおいては見積り精度が重要であり、プロジェクトごとの利益管理及び進捗管理を徹底しております。しかしながら、このような施策を講じたにもかかわらず、不測の事態により想定を超える工数増加や納期遅延等が発生した場合には、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 自然災害による影響について

当社グループは、日本国内では東京に、ベトナム国内ではホーチミン、ハノイ、ダナンの3ヶ所に拠点を設けておりますが、これらの地域で、地震等の自然災害やそれに伴う二次災害等の発生により事業活動が停滞する可能性があります。いずれかの事業拠点で大規模な災害等が発生した場合でも、その他の拠点で業務を継続できる体制を取っておりますが、自然災害等の規模や状況によっては、当社グループの業績に重要な影響を与える可能性があります。

#### 新型コロナウイルス感染症による影響について

新型コロナウイルス感染症への対応として、当社グループは、顧客、従業員の安全確保を目的に、従業員の在宅勤務を導入するなどの対応策を実施してまいりました。その中で、2022年9月期においては年間を通じて事業や業績への影響は限定的でありました。

本書提出日現在において、新型コロナウイルスの将来的な影響は依然として不明であり、今後、事態がさらに深刻化、長期化した場合には、顧客企業の投資意欲の減退等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ロシア・ウクライナ情勢の長期化による影響について

2022年2月に発生したロシアによるウクライナへの侵攻の影響を受け、資源価格や食料価格の高騰など、経済活動にも影響がでておりますが、現在のところ、当社グループの事業にはほとんど影響がでておりません。しかしながら、ロシア・ウクライナ情勢については、現時点で収束が見込み難く、その影響が深刻・長期化して、世界経済や日本経済への悪影響が想定以上に大きくなる場合には、顧客企業の投資意欲減退等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 組織、体制面

#### 特定人物への依存

当社の代表取締役社長チャンバンミンは、当社設立以来の最高経営責任者であり、経営方針や戦略の決定、推進等に大きな役割を果たしておりますが、過度な依存からの脱却のために、経営幹部クラスの人材の育成、権限の移譲を現在進めております。しかしながら、現時点では、不測の事態によりチャンバンミンの当社経営及び業務執行への関与が困難となった場合、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 人材獲得、育成

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（4）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載の通り、今後の事業の拡大を推し進める上で人材の確保や育成が重要な経営課題と認識しておりますが、当社グループの取組が想定通りに進展せず、人材の確保、育成が進まなかった場合には、当社グループの事業展開に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 内部管理体制の整備

当社グループは、当社グループを取りまく事業環境の変化に柔軟に対応し、持続的に企業価値の増大を図っていくためには、日本とベトナムの両拠点で内部統制環境の整備、強化を重要な経営課題であると認識して取り組んでまいりました。しかしながら、事業の急速な拡大の中で、内部統制環境の構築が追いつかない事態が生じた場合には、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 投融資

当社グループでは、今後の事業展開の過程において、既存サービスの強化、グローバル展開の加速及び新たな事業領域への展開等を目的として、出資、設備投資、アライアンス、M&A等の投融資を実施する場合があります。投融資については、弁護士・税理士・公認会計士等の外部専門家の助言も得ながら投資リスクを十分に検討し、また、当社グループの財政状態等を総合的に勘案して決定しますが、予定していた投融資の回収ができない場合や、減損損失の対象となる事象が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 大株主との関係について

#### 大株主2社が支配権又は重大な影響力を有することに伴うリスク

当連結会計年度末において、Soltec Investments Pte. Ltd.は、当社株式の議決権36.0%、株式会社エアトリは、当社株式の議決権31.6%（間接所有分3.2%を含む）を有しております。Soltec Investments Pte. Ltd.は投資会社であり、そのグループに属する企業から当社はシステム開発業務を受注しておりますが、当連結会計年度の当社連結売上収益に占める取引割合は1.0%と僅少です。また、当社は株式会社エアトリのグループ企業からも開発業務を受注しており、これについては、「3. 大株主との関係について」の「株式会社エアトリと当社の関係性について」及び「株式会社エアトリグループへの取引依存」において記載の通りです。

当社は、大株主2社から役員もしくは出向社員の受け入れは行っておらず、当社の経営上の決定事項について大株主による事前承認は必要ではなく、自ら経営責任を負って独立した事業経営を行っておりますが、大株主は当社の株主総会における取締役の任免等を通じて当社の経営判断に影響を及ぼし得る立場にあることから、議決権の行使にあたり、大株主の利益は当社の他の株主の利益と一致しない可能性があります。また、大株主の経営方針の変更や経営状態の悪化等が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 株式会社エアトリと当社の関係性について

当社の大株主である株式会社エアトリは、総合旅行プラットフォーム「エアトリ」を中心とした旅行コンテンツの提供を行う「オンライン旅行事業」、ベトナムにおけるソフトウェア開発などのオフショア関連事業を行う「ITオフショア開発事業」、戦略的なM&A及び成長企業に対する投資育成を推進する「投資事業」、及びその他事業からなり、当社は、株式会社エアトリから見て「持分法適用関連会社」に該当し、事業区分では「ITオフショア開発事業」に属しております。株式会社エアトリグループの中核事業は「オンライン旅行事業」（2022年9月期売上収益12,507百万円）であり、「ITオフショア開発事業」は、2022年9月期の売上収益が545百万円で中核事業には当たりません。

現時点において、当社の事業と株式会社エアトリグループの事業の競合等が想定される事象は発生していないものの、将来において株式会社エアトリグループの事業戦略や当社の位置付け等に著しい変更が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社としては、ソフトウェア開発市場の変化に対応した事業展開を行うにあたって、自社独自の判断による機動的な投資と資金調達力の強化、社会的信用力の獲得による顧客層の拡大と優秀な人材を確保する機会の増大が重要であると判断し、株式上場を選択いたしました。

#### 株式会社エアトリグループへの取引依存

株式会社エアトリグループとの取引比率については、当社の連結売上収益に占める割合が、2021年9月期は16.1%、2022年9月期は21.2%と、事業年度によって変動はあるものの約2割程度となっております。同グループとの取引については、取引条件や各種業務フロー、関連当事者取引に対するチェック体制等の整備を行ってきたことから、当社グループの事業の独立性については確保できていると考えております。また、同グループ以外の顧客の新規開拓を積極的に進めることで、取引依存度を相対的に下げる取組を進めております。しかしながら、これらの取組が想定通りに進展せず、同グループ企業の影響が相対的に高まる場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. その他

##### 潜在株式による希薄化

当社は、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権（ストック・オプション）を付与しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日現在、ストック・オプションによる潜在株式数は1,467,700株であり、発行済株式総数10,979,648株の13.4%に相当しております。

##### 資金使途

2021年12月の東京証券取引所マザーズ市場（2022年4月4日以降は、グロース市場）への上場に伴う調達資金については、予定通り、人材採用・育成費用、人員拡大に伴う各種インフラの整備費用、ハイブリッド型サービスの認知度向上のための各種プロモーション費用等に充当しております。しかしながら、急速に変化する経営環境に柔軟に対応していくために、現時点における資金使途計画以外に充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用した場合にも、想定通りの投資効果を上げられない可能性もあります。なお、資金使途計画に重大な変更が発生した場合には、適時適切に開示してまいります。

##### 配当政策

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、設立以来2022年9月期までは配当を行っておりません。しかしながら、株主に対する安定的な利益還元の実施は重要な経営課題であると認識しており、今後の利益配分については、業績動向を考慮しながら、将来の事業拡大や収益の向上を図るための資金需要や財務状態を総合的に勘案し、適切に実施していく方針であります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次の通りであります。

##### 経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、日本国内において引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が続く一方、各種政策の効果もあって経済活動の正常化が進み、景気は緩やかに持ち直して行くことが期待されますが、世界的な金融引締め等を背景とした海外景気の下振れが、国の景気を下押しするリスクとなっており、日本経済の先行きは不透明な見通しとなっています。

こうした経済環境の下、当社グループが位置する情報サービス産業の状況に関しましては、「特定サービス産業動態統計速報2022年8月分（経済産業省）」によりますと、情報サービス業の内、「受注ソフトウェア」の2022年8月の売上高は、前年同月比5.8%増と5か月連続の増加を記録し、また、情報サービス業の常用従業者数も前年同月比4.0%増と2021年6月より継続して増加となっており、売上高及び従業者数共に好調に推移しております。情報サービス業界全体がこのような推移を示す中、当社グループは、国全体でデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）を伸張させているベトナムのダナン大学・工科大学と「教育と科学技術協力に関する覚書」を締結し、ベトナムで優秀な人材を育成・確保した上で、より高度な技術を必要とする業務を可能にし、クライアントの要望に沿ったサービス提供が可能となっております。更に、ベトナムの国家サイバーセキュリティセンターとの協力覚書の締結により、セキュリティ分野でのサービス支援、人材協力、プロジェクト協力を推進し、日本のDX課題の解決に寄与しながら当社独自の持続的な成長を図っていく体制を構築してまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上収益は2,407,912千円（前年同期比41.5%増）、営業利益287,840千円（前年同期比158.4%増）、税引前利益310,064千円（前年同期比193.0%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は249,615千円（前年同期比232.2%増）となりました。

当連結会計年度においては、顧客サービスの企画、提案に強みを持つビジネスコンサルティング部を新たに立ち上げ、組織力の強化及び提案の迅速化を図り、新規案件の獲得や、付加価値の向上に努めてまいりました。その効果は、新規顧客の開拓などによる受注の増加や収益力の向上につながり、人員強化による開発力の高まりと相まって相乗効果が発揮されております。

なお、当社はハイブリッド型サービスの単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

##### 財政状態の状況

###### (資産)

当連結会計年度末における資産合計につきましては、前連結会計年度末に比べ1,622,174千円増加し、2,965,065千円となりました。

流動資産は前連結会計年度末に比べ1,467,623千円増加し、2,294,099千円となりました。これは主に、営業活動による資金獲得に伴い現金及び現金同等物が1,308,901千円増加したこと、並びに営業債権及びその他の債権が80,706千円増加したことによるものです。

非流動資産は前連結会計年度末と比較して154,551千円増加し、670,966千円となりました。これは主に、事業シナジーを目的とした7件の投資に伴う投資有価証券177,840千円の増加によるものです。

###### (負債)

当連結会計年度末における負債につきましては、前連結会計年度末に比べ67,551千円増加し、839,592千円となりました。

流動負債は前連結会計年度末に比べ102,659千円増加し、527,581千円となりました。これは主に、事業規模の拡大に伴い営業債務及びその他の債務が70,427千円増加したことによるものです。

非流動負債は前連結会計年度末と比較して35,108千円減少し、312,011千円となりました。これは主に、ダナンオフィス賃貸借契約解約等に伴うリース負債33,792千円の減少によるものです。

###### (資本)

当連結会計年度末における資本合計は、前連結会計年度末に比べ1,554,623千円増加し、2,125,473千円となりました。これは主に、新規上場に伴う公募増資等により資本金及び資本剰余金がそれぞれ668,046千円、655,960千円増加したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は、前連結会計年度末より1,308,901千円増加し、1,808,962千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、344,804千円となりました（前年同期は209,336千円の獲得）。これは主に、税引前利益を310,064千円、減価償却費及び償却費を128,581千円計上したこと、及び営業債権及びその他の債権の増加69,421千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、247,791千円となりました（前年同期は486,016千円の使用）。これは主に、定期預金の預入による支出33,376千円、投資有価証券の取得による支出182,639千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、1,183,913千円となりました（前年同期は279,342千円の獲得）。これは主に、新株の発行による収入1,267,132千円によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社グループのサービス提供は、生産実績の記載になじまないため、生産実績に関する記載は省略しております。

b．受注実績

当社グループの行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c．販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次の通りであります。

（単位：千円）

売上収益の区分	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	前年同期比(%)
ストックサービス	2,262,680	149.7
フローサービス	145,232	76.2
合計	2,407,912	141.5

（注）1．当社グループの事業セグメントは、「ハイブリッド型サービス」を単一の報告セグメントとしているため、サービス別の販売実績を記載しております。

2．主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次の通りであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
クロスクラウド株式会社	18,870	1.11	249,291	10.35

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定によりIFRSに準拠して作成しております。この連結財務諸表の作成に当たっては、経営者による会計方針の選択と適用を前提とし、資産・負債及び収益・費用の金額に影響を与える見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や将来における発生の可能性等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りの不確実性により実際の結果が、これらの見積りと異なる可能性があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針、4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」に記載しておりますが、重要なものは以下の通りであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 37. 追加情報」に記載の通りであります。

(収益認識)

当社グループでは、フローサービスの新規受注案件のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる案件については工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。適用にあたっては、受注総額、総製造原価及び当連結会計年度における進捗率を合理的に見積る必要がありますが、予想し得ない工数の大幅な増加等により当該見積りが変更された場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(受注損失引当金)

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。受注契約時に予想し得ない事象の発生やプロジェクトの進捗状況等によって損失額が大きく変動する可能性があります。

(投資有価証券)

当社グループの投資有価証券は非上場株式で構成されております。活発な市場における公表価格が入手できない非上場株式の公正価値は、合理的に入手可能なインプットにより、主に割引キャッシュ・フロー法を使用して測定しております。公正価値の評価は、評価する時点において入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断に基づき実施しておりますが、将来の事業環境の変化等の影響により見積りの見直しが必要となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載の通りであります。

b. 経営成績の分析

(売上収益)

当連結会計年度の売上収益は、2,407,912千円（前期比41.4%増）となりました。これは主に、前連結会計年度に立ち上げられた、ビジネスコンサルティング部を中心とした上流工程を担う高単価な人材を、特に既存顧客の開発案件に対して積極的に投入できたことで、顧客の開発体制が安定し、開発規模が大型化したことによる、顧客単価の向上等によるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、1,464,260千円（前期比39.4%増）となりました。これは主に、売上規模に応じてエンジニアの稼働が増加したことによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の売上総利益は、943,652千円（前期比44.8%増）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、659,397千円（前期比17.3%増）となりました。これは主に、売上規模に応じた人件費及び管理費等の増加、マーケティング活動費用の増加によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の営業利益は、287,840千円（前期比158.4%増）となりました。

(金融収益、金融費用、税引前利益)

当連結会計年度の金融収益は、34,905千円(前期比158.1%増)となりました。これは主に、為替差益によるものであります。一方で金融費用は、12,681千円(前期比33.5%減)となりました。これは主に、支払利息によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の税引前利益は、310,064千円(前期比193.0%増)となり、法人所得税費用を60,449千円(前期比97.0%増)計上したことにより親会社の所有者に帰属する当期利益は、249,615千円(前期比232.2%増)となりました。

#### c. キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

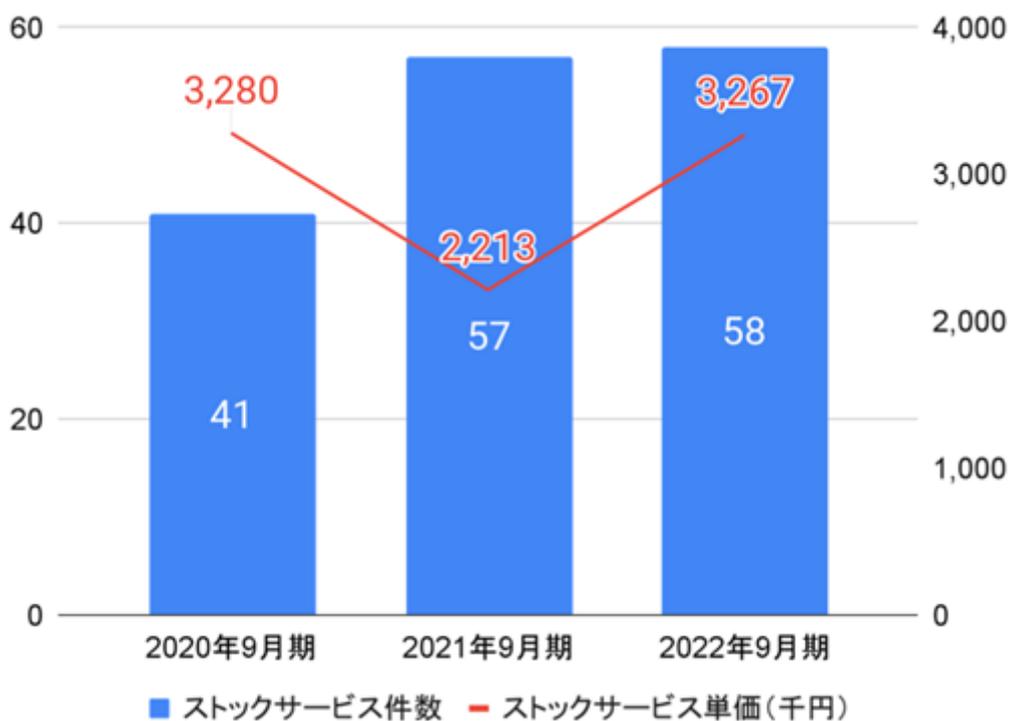
#### 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資本の財源及び資金の流動性について、事業活動のための適切な水準の流動性の維持及び市場から理解を得られる株主価値向上を目指した明確な資金調達戦略の提示と実行を基本方針としております。ハイブリッド型サービスにおいて技術者の採用は重要であり、これらの資金需要は内部資金または資金調達の実施により賄うことを基本としております。

#### 目標とする客観的な指標等の推移

当社グループは、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標」に記載の通り、売上高の継続的かつ累積的な増加の実現のため、ストックサービス件数とストックサービス単価を重要指標としております。

2022年9月期は、特に第4四半期にかけて急激に円安が進行したことにより、当社のUSドル建て契約に対して、新規顧客の意思決定が長期化した結果、2022年9月期のストックサービス件数は2021年9月期の月次平均数から1件増加して58件(前期比101.7%)に留まりました。一方で、ストックサービス単価は、特に既存顧客の開発案件に対して、開発の上流工程を担う高単価人材を投入できたことで、開発体制の安定化、大型化が進展し、2021年9月期の2.2百万円から2022年9月期は3.3百万円(前期比147.7%)と改善しました。



なお、当社グループは「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標 管理指標の改定について」に記載の通り、重要な管理指標としてしておりますストックサービス件数とストックサービス単価の定義につきまして、2023年9月期より、事業の目標や進捗状況を示す指標としての明瞭さを向上させる目的で改定を行なう方針であります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因は「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループでは、社内インフラの整備、当社組織の拡張及び持続的な事業成長を支える経営基盤の強化を目的として計画的、継続的に設備投資を実施しております。

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は26,624千円であります。その主なものは、Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.のオフィス改装工事14,157千円、パソコンの購入9,108千円、会計システムの購入620千円であります。

なお、当社グループは、ハイブリッド型サービスの単一セグメントのため、セグメント別の記載は行っておりません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次の通りであります。

##### (1) 提出会社

2022年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物附属設備 (千円)	器具及び備品 (千円)	使用権資産 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	ハイブリッド型 サービス	事務所設備	-	3,561	90,764	94,325	74

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. IFRSに基づく数値を記載しております。  
3. 事務所は賃貸しており、その年間賃料は8,586千円であります。

##### (2) 在外子会社

2022年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物附属 設備 (千円)	器具及び 備品 (千円)	ソフトウエ ア (千円)	使用権資産 (千円)	合計 (千円)	
Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.	ベトナム・オフィ ス (ハノイ・ダナン・ ホーチミン市)	ハイブリッド 型サービス	事務所設備	27,565	10,857	20,150	268,993	327,565	480
Hybrid Techno Camp Co., Ltd. (注4)	ベトナム・オフィ ス (ホーチミン市)	ハイブリッド 型サービス	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. IFRSに基づく数値を記載しております。  
3. 事務所は賃貸しており、その年間賃料は94,727千円であります。  
4. Hybrid Techno Camp Co., Ltd.は、2021年6月末をもって事業活動を停止しており、現地の法律に従い、必要な手続きが完了次第、清算終了となる予定です。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額 (千円)	資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増床率
				着手	完了	
本社 (東京都中央区)	オフィス契約変更 に伴う事務所設備 の増床	23,660	自己資金	2022年11月	2022年12月	166.96%増

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	29,000,000
計	29,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2022年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (2022年12月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,979,648	10,979,648	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であ り、単元株式数は100株であ ります。
計	10,979,648	10,979,648	-	-

- (注) 1. 当社株式は2021年12月23日付で、東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。2022年4月4日付けの東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、同日以降の上場金融商品取引所名は、東京証券取引所グロース市場となっております。
2. 2021年12月22日を払込期日とする新規上場に伴う公募増資及び2022年1月19日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は2,800,000株増加しております。
3. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は735,900株増加しております。
4. 「提出日現在発行数」欄には、2022年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストック・オプション制度の内容】

## イ.第1回新株予約権

決議年月日	2018年6月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	株主 1 当社取締役 2 当社従業員 6
新株予約権の数(個)	5,212 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 521,200 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30.65 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年6月1日 至 2028年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30.65 (注)2 資本組入額 30.65 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については禁止する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年11月30日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1.当社が普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(注)2.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下「行使価額」)に、上記(注)1.に定める付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、2016年11月1日から2017年4月29日までの決算数値を用いて算定した1株当たり時価とする。

1株当たり時価は、次の算式によって算定される。

$$1 \text{株当たり時価} = (\text{EBITDA} \times 8 - \text{有利子負債} + \text{現預金}) \div \text{既発行株式数}$$

$$\text{EBITDA} = \text{営業利益} + \text{減価償却費}$$

なお、当社が、普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注)3.本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額とする。

#### (注) 4 . 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、行使期間中に当社が提出した営業報告書〔又は、有価証券報告書〕に記載される〔監査済みの〕当社連結損益計算書において、以下の算式に基づく当社時価総額が5億円以上に到達している場合、もしくは上場後の時価総額が5億円に達している場合に、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務基準の適用等により参照すべき業績の指数の概念重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を過半数の取締役が定めるものとする。

$$\text{時価総額} = \text{EBITDA} \times 8 - \text{有利子負債} + \text{現預金}$$

当社が、非上場の場合、下記の算定に基づく一株当たり時価により、当社による自社株買い、もしくは既存株主、当社関係会社による引き受けを行うものとする。

$$1 \text{株当たり時価} = (\text{EBITDA} \times 8 - \text{有利子負債} + \text{現預金}) \div \text{既発行株式数}$$

本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」）は、当社または当社子会社の取締役、使用人（執行役員を含む。）、または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記及びの規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。

本新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

(ア)本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合

(イ)本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

(ウ)本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

(エ)本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合

(オ)禁錮以上の刑に処せられた場合

(カ)当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

#### (注) 5 . 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社過半数の取締役で承認されたとき）は、当社は、当社取締役が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が、上記(注) 4の規定により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(注)6．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)4に定める行使条件に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記(注)5に準じて決定する。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本(注)6に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## 口.第2回新株予約権

決議年月日	2019年10月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 12 当社子会社従業員 6
新株予約権の数(個)	1,975 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 197,500 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2021年10月17日 至 2029年10月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 (注)2 資本組入額 100 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については禁止する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年11月30日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1.当社が当社普通株式の株式分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(注)2.本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が、当社普通株式の株式分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注)3.本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(注) 4 .新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的たる株式が日本国内または国外の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」）は、当社または当社子会社の役員、使用人（執行役員を含む。）、または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記及びの規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

本新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

(ア)本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合

(イ)本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

(ウ)本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

(エ)本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合

(オ)禁錮以上の刑に処せられた場合

(カ)当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

(注) 5 .新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、取締役会で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が、上記(注) 4 の規定により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会に承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(注)6.組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)4に定める行使条件に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記(注)5に準じて決定する。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本(注)6に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## 八.第3回新株予約権

決議年月日	2021年1月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 11 当社子会社従業員 4
新株予約権の数(個)	1,010 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 101,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	177 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年1月17日 至 2031年1月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 177 (注)2 資本組入額 88.5 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については禁止する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年11月30日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 当社が当社普通株式の株式分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(注)2. 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が、当社普通株式の株式分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注)3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

#### (注) 4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的たる株式が日本国内または国外の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」）は、当社または当社子会社の役員、使用人（執行役員を含む。）、または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記及びの規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。

本新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

(ア)本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合

(イ)本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

(ウ)本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

(エ)本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合

(オ)禁錮以上の刑に処せられた場合

(カ)当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

#### (注) 5. 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、取締役会で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が、上記(注) 4の規定により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会に承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(注) 6 .組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注) 1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注) 2 に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注) 4 に定める行使条件に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注) 3 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記(注) 5 に準じて決定する。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本(注) 6 に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## 二.第4回新株予約権

決議年月日	2021年4月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 3 当社子会社従業員 2
新株予約権の数(個)	2,490 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 249,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	177 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年4月16日 至 2031年4月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 177 (注)2 資本組入額 88.5 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については禁止する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年11月30日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 当社が当社普通株式の株式分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(注)2. 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が、当社普通株式の株式分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注)3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

#### (注) 4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的たる株式が日本国内または国外の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」）は、当社または当社子会社の役員、使用人（執行役員を含む。）、または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記及びの規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。

本新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

(ア) 本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合

(イ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

(ウ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

(エ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合

(オ) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(カ) 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

#### (注) 5. 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、取締役会で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が、上記(注) 4の規定により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会に承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(注) 6 .組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注) 1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注) 2 に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注) 4 に定める行使条件に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注) 3 に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記(注) 5 に準じて決定する。

組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本(注) 6 に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## ホ. 第5回新株予約権

決議年月日	2022年9月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 16 当社子会社従業員 13
新株予約権の数(個)	3,990 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 399,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	744 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2026年1月1日 至 2032年9月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 744 (注)2 資本組入額 372 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年11月30日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 当社が当社普通株式の株式分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(注)2. 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が、当社普通株式の株式分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注)3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(注)4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2025年9月期から2027年9月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された売上収益が、5,400百万円を超過した場合のみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上収益の判定に際しては、適用される

会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の割当日から2024年9月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### (注) 5. 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注) 4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### (注) 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注) 1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注) 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注) 3. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記(注) 4. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記(注) 5. に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年6月1日 (注)1	4,999,500	5,000,000	-	5,000	-	-
2019年10月28日 (注)2	350,000	5,350,000	35,000	40,000	35,000	35,000
2021年3月31日 (注)3	2,093,748	7,443,748	185,296	225,296	185,296	220,296
2021年12月23日 (注)4	2,600,000	10,043,748	598,000	823,296	598,000	818,296
2022年1月19日 (注)5	200,000	10,243,748	46,000	869,296	46,000	864,296
2021年10月1日～ 2022年9月30日 (注)6	735,900	10,979,648	24,046	893,343	2,150	866,446

(注)1. 株式分割(1:10,000)によるものであります。

2. 有償第三者割当 350,000株  
発行価格 200円  
資本組入額 100円  
主な割当先 Evolvable Asia Co., Ltd.
3. 有償第三者割当 2,093,748株  
発行価格 177円  
資本組入額 88.50円  
主な割当先 株式会社エアトリ、Soltec Investments Pte. Ltd.
4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)  
発行価格 500円  
引受価額 460円  
資本組入額 230円  
払込金総額 1,196百万円
5. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)  
発行価格 500円  
引受価額 460円  
資本組入額 230円  
払込金総額 92百万円
6. 新株予約権の権利行使による増加であります。

## (5) 【所有者別状況】

2022年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	26	51	25	31	3,778	3,913	-
所有株式数(単元)	-	138	2,257	32,495	47,706	4,792	22,362	109,750	4,648
所有株式数の割合(%)	-	0.13	2.06	29.61	43.47	4.37	20.38	100.00	-

## (6) 【大株主の状況】

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
Soltec Investments Pte. Ltd. (常任代理人 平川 和真)	10 Anson Road, #14-06 International Plaza, Singapore (079903) (東京都江東区)	3,952	36.00
株式会社エアトリ	東京都港区愛宕2丁目5番1号	3,115	28.37
チャン バン ミン	東京都中央区	470	4.28
Evolable Asia Co., Ltd. (常任代理人 平川 和真)	7F, 90 Nguyen Dinh Chieu Street, Dakao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam (東京都江東区)	350	3.19
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13番1号)	136	1.24
株式会社柳川商会	東京都港区虎ノ門3丁目18番12号	100	0.91
御所野 侃	埼玉県越谷市	94	0.86
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (F E - A C) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2 BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	79	0.72
柳川 晶紀	東京都中央区	70	0.64
平川 和真	東京都江東区	67	0.62
計	-	8,435	76.83

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,975,000	109,750	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,648	-	-
発行済株式総数	10,979,648	-	-
総株主の議決権	-	109,750	-

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	31	31,527

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に価格移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	31	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2022年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式には、2022年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社は、中長期的かつ持続的な企業価値の向上を目指す観点から、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、設立以来、配当を行っておりません。当事業年度においても、内部留保資金については、開発部門の人材強化を目的とした人件費や採用費など、成長のための資金として活用する方針です。一方で、株主に対する安定的な利益還元の実施は重要な経営課題であると認識しており、今後の利益配分につきましては、業績動向を考慮しながら、将来の事業拡大や収益の向上を図るための資金需要や財務状態を総合的に勘案し、適切に実施していく方針であります。現時点においては、配当実施の時期等は未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会としております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、経営環境が変化する中において、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、経営の透明性と健全性を確保するとともに、迅速且つ効率的な意思決定ができる体制構築を目指しております。当社は大株主2社を有しておりますが、取締役会の構成において大株主2社からの役職員は受け入れておりません。また、大株主の承認を必要とする取引や業務は存在せず、大株主2社のグループに属する企業と取引を行う際は、取締役会の承認手続きを経た上で、一般の取引先と同様の基準で行うなど、一般株主の利益を保護しながら当社独自の判断で意思決定を行っております。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法の趣旨に沿って社外から取締役および監査役を招くことで、今後の事業拡充の局面にあっても継続的に経営の監督機能を確保できる体制を構築しています。当社の社外取締役3名は、事業会社のCTO経験者、上場会社の管理部門及び証券会社の引受関連部門の経験者、並びに事業運営の経験者であり、また、社外監査役3名は各分野での経験と専門性を活かして、公正で独立した立場から監督・監査が期待できると考えております。職務執行を兼務する取締役の員数に対して、社外役員を6名とする体制が、経営の健全性、透明性を確保するために有効であると判断して、本企業統治体制を採用しております。

#### a. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長チャンバンミンを議長として、取締役CF0平川和真、取締役窪田陽介、社外取締役衣笠嘉展、社外取締役森保守及び社外取締役本間大地の取締役6名（うち社外取締役3名）、常勤（社外）監査役高田英次、社外監査役里見剛、社外監査役山田一雄（うち社外監査役3名）で構成され、法令や定款に則り、迅速かつ適切な経営の意思決定を行うために、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、当社の社外取締役は、過去の事業会社等での経験を活かし、当社の取締役会においても経営全般に率直かつ有効な助言が期待できると判断して選任しております。

#### b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤（社外）監査役高田英次が議長となり、社外監査役里見剛、社外監査役山田一雄を含めた3名で構成され、監査計画に基づく監査を実施して、毎月1回、取締役会開催前に監査役会を開催して情報共有するとともに、意見形成ができる体制を構築しております。

監査役3名の構成につきましても、常勤監査役は過去の上場会社等での管理部門や税理士事務所での豊富な実務経験を持ち、他の2名の監査役は各々弁護士及び公認会計士であり、取締役会その他の会議において、取締役の職務執行について総括的な確認を行うとともに、適宜意見を述べております。

#### c. 経営戦略会議

当社グループでは原則として2週間に1回以上、代表取締役社長チャンバンミンが議長となり、取締役CF0平川和真、取締役窪田陽介の他、ベトナム子会社を含む部長職社員が参加し、また、社外取締役衣笠嘉展、社外取締役森保守、常勤（社外）監査役高田英次の3名の社外役員もオブザーバーとして参加して、経営戦略会議を開催しております。経営戦略会議はベトナム子会社にかかわる重要事項の意思決定機関であるとともに、当社にとっても職務権限規程で定めた事項の決議を行うほか、取締役会で審議予定の事項について事前協議する場となっております。当会議には社外取締役や常勤監査役も出席して、議論の形骸化を防ぎ、チェック機能が働く重要会議として運営しております。

#### d. 投資委員会

当社は「有価証券取扱規程」、「投資委員会規程」及び「投資有価証券ポリシー」を定め、原則として2週間に1回以上、代表取締役社長チャンバンミンが議長となり、取締役CF0平川和真、取締役窪田陽介、各案件の担当役員他、常勤（社外）監査役高田英次もオブザーバーとして参加して、投資委員会を開催しております。投資委員会では、各種リスクの検証、対応策を踏まえた投資の意思決定を実施することに加え、定期的に投資先のモニタリングを実施し、リスクの顕在化の早期発見や対応策の検討、実施により、当該リスクの低減に努めております。

#### e. 会計監査人

当社は、監査法人東海会計社と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

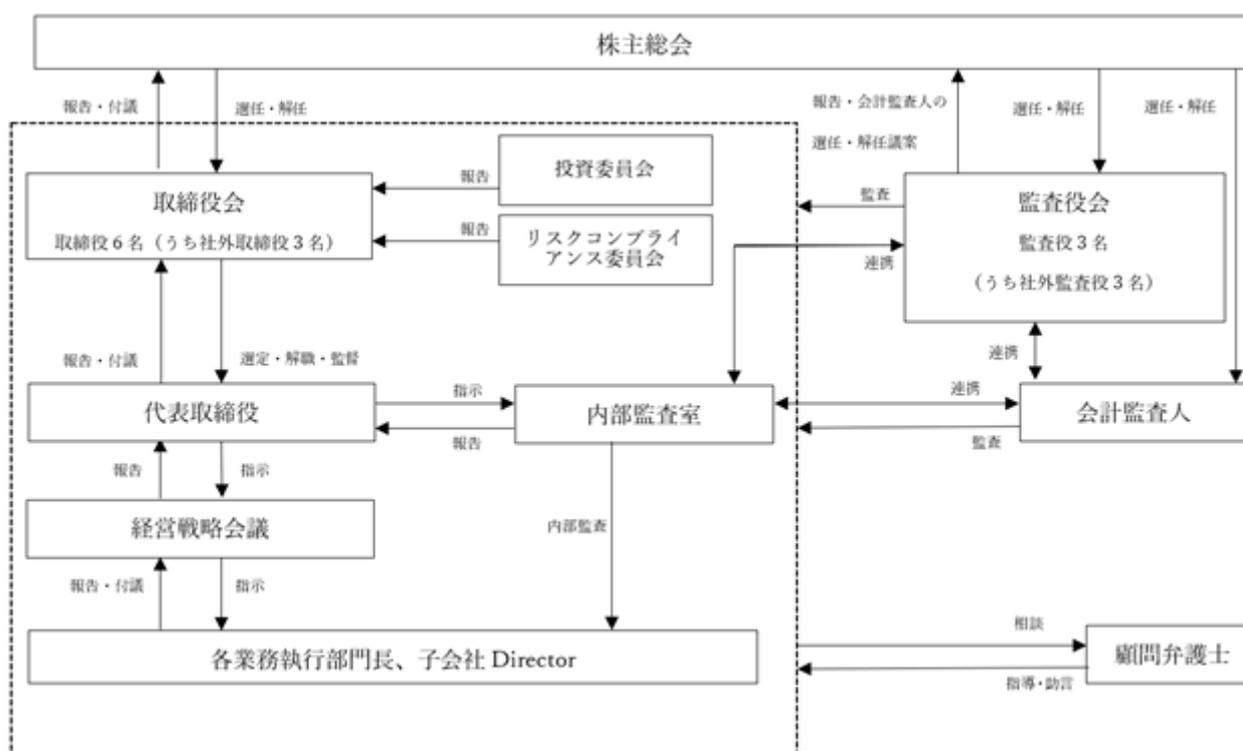
## f. 内部監査室

当社は「内部監査規程」に基づき、内部監査室による内部監査を実施しており、基本的に半期で全部門の内部監査を一巡しております。内部監査室には2名が所属し、ベトナム子会社の規模や重要性を勘案して、うち1名は、ベトナム子会社に出向し常駐して監査を実施しております。また、子会社の内部監査の実施に当たっては、監査計画の策定から、監査での確認内容、調書や報告書作成に関して、日本の内部監査担当者と連携して運営しております。

## g. リスクコンプライアンス委員会

当社は「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、3カ月に1度、リスクコンプライアンス委員会を開催しております。当委員会は代表取締役社長チャンバンミンが議長となり、取締役CFO平川和真、取締役窪田陽介の他、ベトナム子会社を含むリスク管理にかかわる部長職社員が参加し、また、社外取締役衣笠嘉展、社外取締役森保守、常勤（社外）監査役高田英次の3名の社外役員もオブザーバーとして参加して、リスク分析資料を共有しながら、リスク管理に関して発生した事象や、各部門の活動の進捗状況を確認するとともに、適宜対応策を協議いたします。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下の通りであります。



## 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するため、以下の通り内部統制システムの整備の基本方針を定めております。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定めます。

当社の取締役は、当社及びその子会社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告します。

当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行います。

当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「公益通報者保護規程」を定め、社内通報窓口を設置します。当社及びその子会社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行いません。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規程に則り作成、保存、管理しています。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができる

ものとし、当社は、「個人情報取扱規程」、「情報管理規程」等の社内規程に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備します。

### 3. 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクを横断的に管理する「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進します。

当社は、経営戦略会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社及びその子会社におけるリスクの状況を適時に把握、管理します。

当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社及びその子会社におけるリスク管理の実施状況について監査を行います。

### 4. 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の効率化と責任の明確化を図るため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入します。

当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行います。

当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保します。

当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営戦略会議を原則として2週間に1回以上開催します。

当社は、株式及び社債への投資についての意思決定が適正かつ効率的に行われることを確保するため、「投資委員会規程」に基づき、投資委員会を設置します。当該委員会は、常勤取締役、各案件の担当取締役及び執行役員、常勤監査役で構成され、原則として2週間に1回以上開催します。

### 5. 当社及びその子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、取締役及び執行役員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握します。

当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図ります。

当社は、「公益通報者保護規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図ります。

当社の内部監査室は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社及びその子会社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証します。

当社の監査役及び監査役会は、当社及びその子会社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求します。

### 6. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、経営管理責任を明確化します。

当社グループにおいては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の経営戦略会議等の決定機関において事前承認を得たうえで執行します。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、経営戦略会議にて報告するものとし、

当社内部監査室は、各子会社に対しても定期的な監査を行います。

### 7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとします。

監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保します。

監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとします。

### 8. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人並びにその子会社のDirector及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとします。

また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならないものとします。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社又はその子会社の取締役会、経営戦略会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べるすることができます。

当社の代表取締役社長は、当社の監査役と定期的に意見交換を行います。

当社の監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができます。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができます。

当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図ります。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保します。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言します。

反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備します。

リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスク管理規程を定め、代表取締役社長を委員長として、取締役及び各部門の責任者から構成される「リスクコンプライアンス委員会」を3か月に1度、開催するとともに、社内のリスク情報を収集、認識・分析する体制を構築しております。

また、外部専門家（弁護士、社労士）と契約、連携して、関係する法令等の内容を適切に把握するとともに必要に応じて専門家の意見を確認し、社内規程や業務フロー等に反映できる体制を整備しております。また、リスク管理規程、コンプライアンス規程、ハラスメント防止規程等の諸規程をはじめ、情報管理規程や個人情報管理規程を含む情報セキュリティ体制の運用維持のために、定期的にコンプライアンス勉強会なども開催しております。

情報セキュリティについては、ソフトウェア開発という当社の事業特性も踏まえて極めて重要視しており、情報管理規程を策定するとともに、取締役CFOとシステム開発本部責任者が連携して、情報セキュリティの維持、向上活動の社内浸透を図っております。また、システム開発の実装業務を行うHybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.において、ISMS適合性評価制度の認定ならびにISO/IEC27001の認定を、2019年3月28日付で取得するなど、情報セキュリティマネジメントの運用、強化に取り組んでおります。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するために、企業理念や中期経営計画を共有するとともに、関係会社管理規程に基づき、当社による承認事項及び当社への報告事項を明確にしたうえで、グループの部長以上が参加する経営戦略会議の場で、子会社にかかる重要事項の協議や決定、業務の進捗確認等を行っております。また、子会社に内部監査担当者1名を常駐させて、内部監査部門間で連携をとりながら、子会社の内部監査を実施しております。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としております。

#### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金・訴訟費用に対して補填することとしております。但し、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補填対象から除きます。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役及び監査役のほか、執行役員、管理職、監督者が含まれており、保険料は当社が全額負担しております。

#### 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨、定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### 株主総会の決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

##### a. 取締役の責任免除

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款で定めております。

##### b. 監査役の責任免除

当社は、監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款で定めております。

##### c. 会計監査人の責任免除

当社は、会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款で定めております。

##### d. 中間配当

当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる旨、定款で定めております。これは株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

##### e. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨、定款で定めております。これは経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引により自己株式を取得することを目的とするものであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款で定めております。

## (2)【役員の状況】

## 役員一覧

男性9名 女性 - 名(役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長 営業部、 デリバリー本部、 ビジネスコンサル ティング部 管掌	チャン バン ミン	1986年5月26日生	2010年3月 有限会社アルファユニバーサル 入社 2012年4月 株式会社マニファクチャリング 入社 2014年9月 FPT INFORMATION SYSTEM CORPORATION 入社 2016年4月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2017年10月 Evolvable Asia Solutions Vietnam Co., Ltd. (現 Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.) General Director(現任) 2020年3月 Hybrid Techno Camp Co., Ltd. General Director(現任)	(注)3	470,000
取締役CFO 管理部、 財務経理部、 IR室 管掌	平川 和真	1982年11月10日生	2005年12月 優成監査法人(現 太陽有限責任監査法人) 入 所 2012年8月 SCS Global Consulting Sdn Bhd 入社 2015年1月 Evolvable Asia Co., Ltd. 入社 2015年1月 Soltec Vietnam Company 入社 2017年10月 Evolvable Asia Solutions Vietnam Co., Ltd. (現 Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.) CFO(現任) 2018年4月 Soltec Investments Pte. Ltd. 入社 2018年6月 当社入社 管理部長 2019年1月 当社取締役CFO(現任) 2020年3月 Hybrid Techno Camp Co., Ltd. CFO(現任)	(注)3	67,800
取締役 経営企画部 管掌	窪田 陽介	1983年7月8日生	2007年4月 株式会社リクルート 入社 2018年7月 株式会社エボラブルアジア(現 株式会社エアト リ) 入社 2019年4月 当社入社 営業部長 2019年10月 当社取締役(現任)	(注)3	28,250
取締役	衣笠 嘉展	1980年7月13日生	2005年4月 ヤフー株式会社(現 Zホールディングス株式会 社) 入社 2006年9月 グリー株式会社 入社 2014年1月 ハッチ株式会社(現 株式会社タレンティオ) 入社 取締役CTO 2015年4月 株式会社ネクストビート 入社 執行役員CTO 2021年4月 当社取締役(現任) 2021年5月 株式会社イクシアス設立 代表取締役(現任)	(注)3	-
取締役	森保 守	1956年7月26日生	1980年4月 住友金属鉱山株式会社 入社 1989年8月 日興証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会 社) 入社 1999年4月 東京三菱証券株式会社(現 三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会社) 入社 2004年9月 みずほ証券株式会社 入社 2007年1月 SBIイー・トレード証券株式会社(現 株式会 社SBI証券) 入社 資本市場部長 2022年12月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	本間 大地	1980年9月14日生	2013年4月 株式会社ボルテックス 入社 2018年4月 同社営業本部長 2020年1月 同社執行役員 2022年6月 株式会社STORY設立 代表取締役(現任) 2022年10月 株式会社飛び台設立 代表取締役(現任) 2022年12月 当社取締役(現任)	(注)3	-
監査役 (常勤)	高田 英次	1969年3月2日生	1992年4月 伊藤士郎税理士事務所 入所 1994年2月 牧野信也公認会計士事務所 入所 1997年10月 タイヨーエレック株式会社 入社 2013年9月 フタバ株式会社 入社 2016年9月 株式会社エルフラット 入社 2018年1月 尾張総研を開業(現任) 2019年1月 当社監査役(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	里見 剛	1974年12月19日生	2004年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2004年10月 スプリング法律事務所 入所 弁護士 2012年2月 上海交通大学国際教育学院 留学 2013年4月 上海里格律師事務所 研修 2014年2月 スプリング法律事務所復帰(現任) 2020年1月 当社監査役(現任)	(注)4	-
監査役	山田 一雄	1963年2月28日生	1986年4月 株式会社セガエンタープライゼス(現 株式会社セガ) 入社 1994年9月 監査法人東海会計社 入所 1997年4月 公認会計士登録 1997年5月 公認会計士山田一雄事務所(現 公認会計士・税理士山田一雄事務所)設立 所長(現任) 1997年10月 税理士登録 2001年7月 有限会社イーピーネットワーク(現 有限会社オンラインワンコンサルティング)設立 代表取締役(現任) 2006年10月 株式会社エイチーム 監査役(現任) 2022年12月 当社監査役(現任)	(注)5	-
計					566,050

- (注) 1. 取締役 衣笠嘉展、取締役 森保守及び取締役 本間大地は、社外取締役であります。
2. 監査役 高田英次、監査役 里見剛及び監査役 山田一雄は、社外監査役であります。
3. 2022年12月26日に開催された定時株主総会終結の時から2024年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2021年9月7日に開催された臨時株主総会終結の時から2024年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2022年12月26日に開催された定時株主総会終結の時から2026年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社では、取締役会のより一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。提出日現在の執行役員は以下の4名であります。
- 執行役員 新井康太(営業部 担当)
- 執行役員 高村互(ビジネスコンサルティング部 担当)
- 執行役員 Tran Thanh Hai(デリバリー本部 担当)
- 執行役員 濱本剛史(経営企画部 担当)

#### 社外役員の状況

当社は社外取締役3名及び社外監査役3名を選任しております。また、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性の基準は制定しておりませんが、選任にあたっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

独立社外役員の発言に実効性を持たせる観点から、その選任にあたっては、過去の経歴面における独立性はもちろん、多様な分野の専門知識と知見を備えた構成を維持できるように配慮しております。独立社外役員に対しては、取締役会の前に議案及び資料の共有を行うとともに、必要に応じて取締役会前に取締役CF0から月次決算の状況や取締役会の議案について直接説明しております。また、独立社外役員から経営上の課題・内部統制の構築運営状況等について問い合わせがあった場合は、取締役CF0、内部監査人及び常勤監査役が個別にこれに個別回答を行っております。

社外取締役の衣笠嘉展は、ソフトウェア開発業務に関する豊富な専門知識と実務経験を有しており、客観的・中立的な立場でソフトウェア開発業務を中心とした当社経営全般に対して監督・提言を行うことができると判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役の森保守は、上場事業会社の管理部門、証券会社の引受審査部門及び引受部門での経験が豊富で、上場会社に求められるリスク管理やコンプライアンス、ガバナンス強化のための意見や提言を行うことが期待できると考えて、社外取締役に選任しております。

社外取締役の本間大地は、事業運営に係る豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の意思決定における客観性を確保するための助言・提言を行える能力を有していると判断し、経営陣から独立した客観的・中立的な立場から、当社の経営全般に適切な意見・提言を行うことが期待できると考えて、社外取締役に選任しております。

社外監査役（常勤）の高田英次は、過去の上場会社等での管理部門や税理士事務所での豊富な経験と知見を持ち、取締役の職務の執行の監督機能強化と透明性の確保に向けた貢献が期待できると判断し、社外監査役（常勤）に選任しております。

社外監査役の里見剛は、弁護士であり、海外法務も含めた豊富な経験と、弁護士として企業法務にも精通しており、専門的見地から当社経営全般に対して監督・提言を行うことができると判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役の山田一雄は、公認会計士として会社経営や会計に関する豊富な専門知識と実務経験を有しており、客観的かつ独立的な立場からの経営監視が可能であると判断し、社外監査役に選任しております。

選任された社外監査役は取締役会に出席し、それぞれの立場から適宜質問、提言、助言を述べ、取締役の職務執行の監視を行っています。

なお、社外取締役および社外監査役と当社との間に人的関係、資本的关系または取引関係その他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。また、当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。今後はより一層の経営監視体制の強化、経営の透明性の確保のため、社外取締役の増員の検討を行ってまいります。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と、内部監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査部門と社外取締役・社外監査役とは定期的に連絡会を設けて情報交換しており、内部監査部門が行なった監査内容は監査役会に報告しております。

また、社外監査役、内部監査担当者及び会計監査人の3者は定期的に連絡会を開催して、監査結果や内部統制の状況を含む情報の共有を行っており、評価の結果は適宜取締役会に報告されます。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

## 1. 機関設計の形態、総人員

当社の監査役は3名で、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成され、全員が社外監査役であります。監査役は、取締役会に出席し、また、代表取締役社長との意見交換を原則四半期に一度実施するとともに、必要に応じて随時取締役から報告を受け、取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。また、監査役は、相互の意思疎通を十分に図って連携し、内部監査室からの各種報告を受け、原則月1回開催される監査役会での十分な議論を踏まえて監査を行っております。内部監査室、監査役、会計監査人の三者は、必要に応じて協議を行い、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めております。

## 2. 各監査役の状況及び直近事業年度に開催した監査役会および取締役会への出席状況

役職名	氏名	経歴等	直近事業年度の出席率	
			監査役会	取締役会
常勤監査役 (社外)	高田 英次	過去の上場会社等での管理部門や税理士事務所での豊富な実務経験を有しております。	100% (14回/14回)	100% (19回/19回)
非常勤監査役 (社外)	狐塚 利光	公認会計士として会社経営や会計に関する豊富な専門知識と実務経験を有しております。	100% (14回/14回)	100% (19回/19回)
非常勤監査役 (社外)	里見 剛	弁護士として海外法務も含めた豊富な経験を有し、企業法務にも精通しております。	100% (14回/14回)	100% (19回/19回)

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

## 3. 監査役会の主な検討事項

監査役会は、取締役会開催に先立ち毎月開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。監査役会の議長及び事務局は常勤監査役が務め、2022年9月期は合計14回開催し、1回当たりの所要時間は約1時間でした。また、年間を通じ次のような決議、協議、報告がなされました。

決議 : 監査役監査方針・監査計画・業務分担、監査役会監査報告書、監査人の監査報酬同意等

協議 : 取締役会議題事前確認、取締役の職務執行状況確認書、監査報告書案等

報告 : 常勤監査役月次監査報告、経営戦略会議等の重要会議出席報告、子会社往査報告等

## 4. 常勤および非常勤監査役の活動状況

監査役は、取締役会に出席して、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行うほか、監査役全員により代表取締役社長との面談を原則四半期に一度行い、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役への報告体制その他の監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要により提言を行っております。

また、主に常勤監査役が年度の監査計画に基づき経営戦略会議、投資委員会、リスクコンプライアンス委員会等の重要会議に出席、内部監査室・会計監査人との定期的コミュニケーション等を行うほか、重要な決裁書類を閲覧し、決裁プロセス上の不備や不適切な判断に対し指導を行い、また、主要な関係部署からの聴取及び関連する情報を当該部署から入手するなどして、取締役の職務執行の適正性について監視し検証を行っております。

監査役会は、2022年9月期は主として、1) 経営の適法性(法令・定款、社内諸規程の遵守状況等)の監査(コンプライアンス及びリスク管理体制に係る事項を含む)、2) 関連当事者取引についての監査、3) 内部統制システムの整備・運用状況の監査を重点項目として取組みました。

- 1) 経営の適法性（法令・定款、社内諸規程の遵守状況等）の監査（コンプライアンス及びリスク管理体制に係る事項を含む）  
社内諸規程の運用状況を確認するとともに、稟議起案・決裁状況を定期的に監査することにより、内部統制が有効に機能し、かつ運用できていることを確認し、必要に応じて改善への提言を行いました。
- 2) 関連当事者取引についての監査  
関連当事者リスト及び取引有無が記載された対象会社一覧表の更新状況を確認するとともに、親会社のグループ会社や役員が実質的に保有している会社等の網羅性も確認を行いました。また、監査役は、取締役会に提出される議案に関し、取引の必要性及び取引条件の妥当性をチェックしております。
- 3) 内部統制システムの整備・運用状況の監査  
常勤監査役は、取締役が行う内部統制システムの構築・運用状況を監視し検証を行いました。また、常勤監査役は、取締役会が決議する「内部統制システム構築の基本方針」に従い、内部監査室と連携をとりながら、内部監査室より当該年度における基本計画の説明を受け、また、内部監査実施後は結果について報告を受け、必要により提言を行いました。そのほか、監査役会として、監査法人監査報告会（三様監査）において会計監査人より報告を受け、意見交換を行いました。

#### 内部監査の状況

##### a. 内部監査の組織、人員及び手続

内部監査体制につきましては、代表取締役社長の直属に内部監査室を設置し、担当者を2名配置しており、うち1名は、ベトナム子会社の規模を勘案して現地に常駐しております。内部監査担当者は、内部統制の有効性及び業務の効率性を担保することを目的として、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。

##### b. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査部門と常勤監査役は、監査上の課題や執行部門での対応状況について定期的に情報交換を行うとともに、内部監査部門が行なった監査内容は監査役会に報告しております。

監査役、内部監査担当者及び会計監査人は3者間で定期的に三様監査を開催して、監査結果や内部統制の状況を含む情報の共有を行っており、評価の結果は適宜取締役会に報告されております。

#### 会計監査の状況

##### a. 監査法人の名称 監査法人東海会計社

##### b. 継続監査期間 4年間

##### c. 業務を執行した公認会計士 業務執行社員 大國光大 業務執行社員 古園考晴

##### d. 監査業務に係る補助者の構成 公認会計士8名、その他1名であります。

##### e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定については、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領ならびに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断しております。

当社が監査法人東海会計社を選定した理由は、同監査法人が当社ビジネスを理解した上で、幅広い視点で有効かつ効率的な監査を実施できる経験豊富な公認会計士を多数有し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制が整備されていると判断したためであります。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

## f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、上記の観点と会計監査人の業務実績状況を照らし合わせ監査法人に対して評価を行っております。具体的には、会計監査人の独立性の担保、内部統制システム評価と監査リスクの把握ができていないかを確認するとともに、監査実務チームの体制や監査の網羅性、あるいは個別の監査項目に対する適切性を確認しております。さらには、監査役との連携状況や報告の適切性を評価しております。

## g. 監査報酬の内容等

## (a) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	11,500	-	14,000	1,500
連結子会社	-	-	-	-
計	11,500	-	14,000	1,500

当社における非監査業務の内容は、以下の通りであります。

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社は、監査法人東海会計社に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

## (b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬((a)を除く)

該当事項はありません。

## (c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

当社の連結子会社であるHybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.及びHybrid Techno Camp Co., Ltd.は、当社の監査公認会計士等とは異なる監査法人の監査を受けており、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
連結子会社	1,764	-	1,856	-
計	1,764	-	1,856	-

## (d) 監査報酬の決定方針

当社では、監査法人と協議した上で、当社の規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数等を総合的に勘案し決定しております。

## (e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び見積りの算出根拠などについて、当社の事業規模や事業内容に鑑み適切であるかどうか必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員報酬の決定方針について、「役員報酬は、業績、業種や規模等に応じてベンチマークする他社の水準、経営内容・経営環境とのバランス等を考慮して、各取締役の役位、業績貢献、管掌範囲、在籍期間に応じ、取締役会の決議により決定する。」と2021年7月15日開催の取締役会にて決議しております。また、当社の監査役の報酬等は、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役の協議により決定しております。

当社は、株主総会で決定した限度額の範囲内で、役員の報酬を決定することとしており、当事業年度における取締役の報酬の額は2021年12月28日開催の取締役会において決議し、監査役の報酬の額は2021年12月28日開催の監査役会において監査役の協議により決定しております。

なお、本書提出日現在の当社の役員報酬に関して、2021年3月30日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額については年額500百万円以内（支給対象は定款上の取締役の員数の上限10名）、監査役の報酬限度額については年額30百万円と決議されております。

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、a.固定報酬である基本報酬、b.ストック・オプション、c.役員賞与（業績連動報酬）で構成されておりますが、その支給割合の決定に関する方針は定めておりません。社外取締役及び監査役は原則、基本報酬のみで構成されています。

## a. 基本報酬

取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、職責及び役位に応じて、業績、業種や規模等に応じてベンチマークする他社の水準、経営内容・経営環境とのバランス等を考慮して役員ごとの報酬額を定めております。非常勤取締役の報酬につきましては、取締役の社会的地位、会社への貢献度及び就任の事情等を総合的に勘案して決定しております。

## b. スtock・オプション

取締役の報酬と当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、ストック・オプションを割り当てております。当該ストック・オプション制度の内容につきましては、上記「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 スtock・オプション制度の内容」をご参照ください。

## c. 役員賞与（業績連動報酬）

役員賞与（業績連動報酬）は、当社の制定する規程に基づき、株主総会が決定する報酬総額の範囲内において取締役会の決議により決定しております。業績連動報酬における評価指標としては、当社グループが本業により経常的に得られる利益である「連結営業利益」を採用しております。また、公表計画に対する責任を明確にするため「事業計画達成度」を、持続的な成長に対する責任を明確にするため「対前年成長度」を採用しております。決定された役員賞与の支払いは、毎年事業年度後一定の時期に行います。

なお、社外取締役及び監査役には原則賞与を支給しておりません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	56,506	37,195	9,311	10,000	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	18,044	17,922	122	-	5

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、2021年3月30日開催の臨時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。  
3. 監査役の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）です。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式価値の変動又は株式にかかる配当により利益を受けることを目的とする投資株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資株式目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、当社、投資先会社の双方の事業シナジー最大化が想定できる銘柄について、取締役会・投資委員会において、リスクとリターンを踏まえた経済合理性等について総合的な検討を行い、保有の適否を決定しております。保有中の銘柄に関しては、当社グループの担当部門がグループ会計方針等に従って、四半期ごとに入手可能な直前の数値を用いて公正価値を評価し、保有意義の検証を行っております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数(銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	7	182,731
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	7	182,731	事業上のシナジー創出のため。
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。なお、連結財務諸表等の金額については、特段の記載がある場合を除き、千円未満を四捨五入して表示しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。なお、財務諸表等の金額については、特段の記載がある場合を除き、千円未満を切り捨てて表示しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年10月1日から2022年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年10月1日から2022年9月30日まで)の財務諸表について、監査法人東海会計社により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下の通りであります。

(1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナー等に参加する等を行っております。

(2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結財政状態計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
<b>資産</b>			
<b>流動資産</b>			
現金及び現金同等物	8	500,061	1,808,962
営業債権及びその他の債権	9,31	221,468	302,175
その他の金融資産	10,31	-	34,184
その他の流動資産	11	104,946	148,778
流動資産合計		826,476	2,294,099
<b>非流動資産</b>			
有形固定資産	12	44,883	41,983
使用権資産	17	379,453	359,757
無形資産	13	20,646	20,150
投資有価証券	10,31	-	177,840
その他の金融資産	10,31	44,683	59,372
繰延税金資産	15	16,491	858
その他の非流動資産	11	10,259	11,005
非流動資産合計		516,415	670,966
資産合計		1,342,891	2,965,065
<b>負債及び資本</b>			
<b>負債</b>			
<b>流動負債</b>			
営業債務及びその他の債務	18,31	136,409	206,836
借入金	16,31	30,000	20,000
リース負債	31	89,976	102,401
その他の金融負債	16,31	41,653	42,953
未払法人所得税		23,852	33,457
引当金	19	5,682	6,423
その他の流動負債	20	97,350	115,510
流動負債合計		424,922	527,581
<b>非流動負債</b>			
リース負債	31	338,416	304,624
引当金	19	8,702	7,387
非流動負債合計		347,119	312,011
負債合計		772,041	839,592
<b>資本</b>			
資本金	21	225,297	893,343
資本剰余金	21	227,772	883,732
利益剰余金	21	61,533	311,147
その他の資本の構成要素	21,30	56,248	37,250
親会社の所有者に帰属する持分合計		570,850	2,125,473
資本合計		570,850	2,125,473
負債及び資本合計		1,342,891	2,965,065

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
売上収益	6,23	1,702,058	2,407,912
売上原価	24	1,050,293	1,464,260
売上総利益		651,766	943,652
販売費及び一般管理費	24	562,165	659,397
その他の収益	25	29,268	17,633
その他の費用	25	7,491	14,047
営業利益		111,378	287,840
金融収益	26	13,522	34,905
金融費用	26	19,079	12,681
税引前利益		105,821	310,064
法人所得税費用	15	30,689	60,449
当期利益		75,132	249,615
当期利益の帰属			
親会社の所有者		75,132	249,615
当期利益		75,132	249,615
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	28	11.73	24.23
希薄化後1株当たり当期利益(円)	28	-	22.73

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
当期利益		75,132	249,615
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	27	-	8,595
純損益に振り替えられることのない項目合計		-	8,595
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	27	6,501	11,225
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		6,501	11,225
税引後その他の包括利益		6,501	19,820
当期包括利益		68,631	229,795
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		68,631	229,795
当期包括利益		68,631	229,795

## 【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	注記	親会社の所有者に帰属する持分						合計	合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	その他の資本の構成要素				
					在外営業 活動体の 換算差額	新株 予約権	合計		
2020年10月1日時点の残高		40,000	35,000	13,599	6,897	39,770	46,667	108,068	108,068
当期利益		-	-	75,132	-	-	-	75,132	75,132
その他の包括利益	27	-	-	-	6,501	-	6,501	6,501	6,501
当期包括利益合計		-	-	75,132	6,501	-	6,501	68,631	68,631
新株発行	21	185,297	185,297	-	-	-	-	370,593	370,593
株式報酬取引	30	-	-	-	-	23,558	23,558	23,558	23,558
新株予約権の失効	30	-	7,476	-	-	7,476	7,476	-	-
所有者との取引額合計		185,297	192,772	-	-	16,082	16,082	394,151	394,151
2021年9月30日時点の残高		225,297	227,772	61,533	396	55,852	56,248	570,850	570,850

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	注記	親会社の所有者に帰属する持分						合計	合計	
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	その他の資本の構成要素					
					在外営業 活動体の 換算差額	新株 予約権	その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る金融資産			
2021年10月1日時点の 残高		225,297	227,772	61,533	396	55,852	-	56,248	570,850	570,850
当期利益		-	-	249,615	-	-	-	-	249,615	249,615
その他の包括利益	27	-	-	-	11,225	-	8,595	19,820	19,820	19,820
当期包括利益合計		-	-	249,615	11,225	-	8,595	19,820	229,795	229,795
新株発行	21	644,000	635,944	-	-	-	-	-	1,279,944	1,279,944
株式報酬取引	30	-	-	-	-	18,671	-	18,671	18,671	18,671
新株予約権の行使	30	24,046	16,969	-	-	14,819	-	14,819	26,196	26,196
その他		-	3,046	-	-	3,030	-	3,030	16	16
所有者との取引額合計		668,046	655,960	-	-	822	-	822	1,324,828	1,324,828
2022年9月30日時点の 残高		893,343	883,732	311,147	10,829	56,674	8,595	37,250	2,125,473	2,125,473

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前利益		105,821	310,064
減価償却費及び償却費		118,937	128,581
減損損失		6,650	-
株式報酬費用		23,558	18,671
金融収益		2,453	89,098
金融費用		19,079	12,681
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)		31,709	69,421
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)		8,254	49,985
引当金の増減額(は減少)		1,460	741
その他		386	27,766
小計		249,982	389,970
利息及び配当金の受取額		445	916
利息の支払額		18,891	12,446
法人所得税の支払額		22,199	33,636
営業活動によるキャッシュ・フロー		209,336	344,804
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
定期預金の預入による支出		-	33,376
有形固定資産の取得による支出		7,362	26,069
無形資産の取得による支出		11,179	555
投資有価証券の取得による支出		-	182,639
事業譲受による支出		471,698	-
その他		4,222	5,151
投資活動によるキャッシュ・フロー		486,016	247,791
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
短期借入金の純増減額(は減少)	29	10,000	10,000
新株の発行による収入		370,593	1,267,132
リース負債の返済による支出	29	81,252	99,431
新株予約権の行使による収入		-	26,196
その他		-	16
財務活動によるキャッシュ・フロー		279,342	1,183,913
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		2,662	1,280,926
現金及び現金同等物の期首残高		485,761	500,061
現金及び現金同等物に係る換算差額		11,637	27,975
現金及び現金同等物の期末残高	8	500,061	1,808,962

## 【連結財務諸表注記】

### 1. 報告企業

株式会社ハイブリッドテクノロジーズ（以下「当社」という。）は日本に所在する株式会社であります。その登記されている本社及び主要な事業所の住所は当社のウェブサイト(<https://hybridtechnologies.co.jp/>)で開示しております。当社の連結財務諸表は、2022年9月30日を期末日とし、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）から構成されております。

前連結会計年度末において当社の親会社であったSoltec Investments Pte. Ltd.は、2021年12月23日における当社の新株発行により議決権比率が低下した結果、当連結会計年度末時点では、その他の関係会社に変更されております。

当社グループは、ハイブリッド型サービスによる単一セグメントで構成されております。詳細は注記「6. セグメント情報」に記載しております。

### 2. 作成の基礎

#### (1) 連結財務諸表がIFRSに準拠している旨の記載

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

本連結財務諸表は、2022年12月27日に代表取締役社長チャンバンミン及び取締役CF0平川和真によって承認されております。

#### (2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要な会計方針」に記載の通り、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

#### (3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、千円未満を四捨五入して表示しております。

### 3. 重要な会計方針

#### (1) 連結の基礎

当社グループの連結財務諸表は、当社及び子会社の財務諸表を含めております。

子会社とは、当社グループにより支配されている企業（組成された事業体を含む）であります。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに晒されている、又は変動リターンに対する権利を有している場合で、その企業に対するパワーにより、当該変動リターンに影響を与えることができる場合には、当社グループはその企業を支配しております。子会社の財務諸表は、支配獲得日から支配を喪失する日までの間、当社グループの連結財務諸表に含まれております。

子会社の財務諸表は親会社と統一された会計方針を適用しております。当社グループ内の債権債務残高及び取引、並びに当社グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。なお、子会社の決算日は、当社の決算日と一致しております。子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。子会社の包括利益は非支配持分が負となる場合であっても親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

#### (2) 企業結合

##### 共通支配下の企業以外との企業結合

当社グループは、取得法を適用して各企業結合を会計処理しております。企業結合で移転された対価は、移転した資産、取得企業に発生した被取得企業の旧所有者に対する負債及び取得企業が発行した資本持分の取得日の公正価値の合計額として測定され、該当する場合は条件付対価を含めております。企業結合により取得した識別可能な資産及び引き受けた負債を、取得日の公正価値で測定しております。企業結合における取得関連費用は発生時に費用処理しております。

取得日時点における移転された対価、すべての非支配持分の金額及び以前に保有していた被取得企業の資本持分の総額が、識別可能な資産及び引き受けた負債の取得日における正味の金額を超過した差額を、のれんとして認識しております。一方、この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しております。

企業結合の当初の会計処理が連結決算日までに完了しない場合、当社グループは、完了していない項目については暫定的な金額で報告しております。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点で把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正します。測定期間は支配獲得日から最長で1年間としております。

##### 共通支配下の企業との企業結合

共通支配下における企業結合とは、企業結合当事企業もしくは事業のすべてが、企業結合の前後で同一の企業により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合の企業結合であります。

当社グループでは、すべての共通支配下における企業結合取引について、継続的に帳簿価額に基づき会計処理を行っております。

#### (3) 外貨換算

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。また、各連結対象企業に含まれる個別財務諸表は、その企業の営業活動が行われる主たる経済環境の通貨（機能通貨）で表示されます。

##### 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における直物為替レートを適用することにより、当社グループの各機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、決算日の為替レートにより機能通貨に換算しております。取得原価で測定している外貨建非貨幣性項目は、取引日における為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の測定日における直物為替レートで機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額はその期間の純損益として認識しております。ただし、取得後の公正価値変動をその他の包括利益に計上する資本性金融資産については、換算差額をその他の包括利益に計上しています。

#### 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債は、決算日の直物為替レートにより、収益及び費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、期中の平均為替レートで換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分時に純損益として認識しております。

#### (4) 金融商品

##### 金融資産

当社グループは、通常の方法によるすべての金融資産の売買は、原則として約定日に認識及び認識の中止を行っております。通常の方法による売買とは、関係する市場における規則又は慣行により一般に定められている期間内での資産の引渡しを要求する契約による、金融資産の購入又は売却をいいます。

##### ( ) 金融資産の分類及び測定

当社グループでは、金融商品について、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTOCI金融資産）又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTPL金融資産）に分類しております。

##### (a) 償却原価で測定する金融資産

当社グループは、以下の条件を満たす金融資産を、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収を保有目的とする事業モデルに基づいて、金融資産を保有していること
- ・ 金融資産の契約条件により、特定の日により元本及び元本残高に対する利息の支払いのみのキャッシュ・フローが生じること

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値に取引費用を加算して測定し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。また、利息収益及び認識の中止に係る利得又は損失は当期の純損益として測定しております。

##### (b) FVTOCI金融資産

###### ア．FVTOCI負債性金融商品

当社グループは、以下の条件を満たす負債性金融資産を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するFVTOCI負債性金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成する事業モデルに基づいて、金融資産を保有していること
- ・ 金融資産の契約条件により、特定の日により元本及び元本残高に対する利息の支払いのみのキャッシュ・フローが生じること

FVTOCI負債性金融資産は、当初認識後の公正価値の変動（減損損失を除く。）をその他の包括利益において認識し、その累計額は認識の中止を行う際に純損益に振り替えております。また、利息収益、認識の中止に係る利得又は損失及び減損損失は当期の純損益として認識しております。

###### イ．FVTOCI資本性金融商品

当社グループは、公正価値で測定する金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択をした資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するFVTOCI資本性金融資産に指定、分類しております。

FVTOCI資本性金融資産は、当初認識時に公正価値にその取引に直接起因する取引費用を加算して測定しております。当初認識後の公正価値の変動はその他の包括利益として認識し、その他の資本の構成要素に計上しております。また、当該金融資産の認識を中止した場合及び公正価値の著しい下落がある場合には、その他の包括利益累計額を直ちに利益剰余金に振り替えております。

FVTOCI資本性金融資産に係る受取配当金は、当該配当金が明らかに投資の取得原価の回収を示している場合を除いて、配当受領権が確定した時点で金融収益として認識しております。

##### (c) FVTPL金融資産

当社グループは、上記の償却原価で測定する金融資産又はFVTOCI金融資産に分類されない金融資産を、FVTPL金融資産に分類しております。

FVTPL金融資産は、当初認識時に公正価値で測定し、当初認識後の公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益及び利息収益を純損益として認識しております。

## ( ) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値です。

貸倒引当金の変動は純損益に計上しております。

当初認識後は、報告日において、金融資産を次の3つのステージに分類し、それぞれ以下の通り、予想信用損失を測定しております。

	説明	予想信用損失の測定方法
ステージ1	金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増大していないもの	12ヶ月の予想信用損失
ステージ2	金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増大しているもの	全期間の予想信用損失
ステージ3	信用減損の証拠がある金融商品	全期間の予想信用損失

当社グループでは、原則として契約で定められた支払期限を30日超過した場合に、金融資産の信用リスクが当初認識時より著しく増大していると判断しており、支払期限を90日超過した場合に債務不履行が生じていると判断しております。債務不履行に該当した場合、又は発行者又は債務者の著しい財政的困難などの減損の証拠が存在する場合、信用減損しているものと判断しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権等は、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております（単純化したアプローチ）。

予想信用損失の測定に当たっては、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いております。なお、当社グループは、営業債権の予想信用損失を見積もる際に、予想信用損失の引当マトリクスを用いた実務上の簡便法を採用しております。

また、金融資産の全部又は一部分を回収できないと合理的に判断される場合は、金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

## ( ) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したか、あるいは、金融資産が譲渡され、その金融資産の所有に係るリスク及び経済価値のほとんどすべてが移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

## 金融負債

## ( ) 金融負債の分類及び測定

当社グループは、金融負債を償却原価で測定する金融負債又は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（FVTPL金融負債）に分類しております。

## (a) 償却原価で測定する金融負債

当社グループは、以下のものを除くすべての金融負債を、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

- ・ FVTPL金融負債（デリバティブ負債を含む。）
- ・ 金融保証契約
- ・ 企業結合において認識した条件付対価

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値から取引費用を減算して測定し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。

## (b) FVTPL金融負債

FVTPL金融負債は、当初認識時に公正価値で測定し、当初認識後の変動はヘッジ会計の要件を満たしている場合を除き、純損益として認識しております。

( ) 認識の中止

当社グループは、金融負債の義務が履行されたか、免責、取消し、又は失効した場合に当該金融負債の認識を中止しております。

金融資産及び金融負債の表示

金融資産と金融負債は、当社グループが認識された金額を相殺する強制可能な法的権利を有し、かつ純額ベースで決済する又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で認識しております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許預金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除却及び原状回復費用の当初見積額を含めております。

減価償却費は、取得原価から残存価額を控除した償却可能額を各構成要素の見積耐用年数にわたり定額法により算定しております。減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は各年度末に見直しを行い、変更がある場合には、会計上の見積りの変更として、見積りを変更した期間及び将来に向かって適用しております。

減損については、「(9) 非金融資産の減損」に記載の通りです。

主な見積耐用年数は、以下の通りであります。

- ・建物附属設備 5 - 15年
- ・器具及び備品 2 - 5年

(7) 無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。個別に取得した無形資産は、当初認識時に資産の取得に直接起因する費用を含む取得原価で測定しております。また、のれんとは別に企業結合で取得した識別可能な無形資産は、支配獲得日の公正価値で測定しております。自己創設無形資産は、資産化の要件を満たすものを除き、関連する支出は発生時に費用処理しております。

耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、償却可能額を見積耐用年数にわたり定額法により算定しております。償却方法及び見積耐用年数は各年度末に見直しを行い、変更がある場合には、会計上の見積りの変更として、見積りを変更した期間及び将来に向かって適用しております。なお、見積耐用年数を確定できない無形資産はありません。

減損については、「(9) 非金融資産の減損」に記載の通りです。

主な見積耐用年数は、以下の通りであります。

- ・ソフトウェア 5年

(8) リース(当社グループが借手となるリース取引)

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

なお、契約が特定された資産の使用を支配する権利を移転するか否かを評価するために、当社グループは、契約が特定された資産の使用を含むか、当社グループが使用期間全体にわたり資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有しているか、及び当社グループが資産の使用を指図する権利を有しているかについて検討しております。

リースの契約時に、短期リース及び原資産が少額であるリース以外のリース構成部分について、使用権資産及びリース負債を認識しております。リース開始日において、使用権資産は取得原価で、リース負債は同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しております。

使用権資産の取得原価は、リース負債の当初測定額、当初直接コスト、前払リース料等の調整額で構成されております。また、リース料の現在価値を算定する際に使用する割引率には、リースの計算利率が容易に算定できる場合、当該利率を使用し、そうでない場合は追加借入利率を使用しております。

リース期間はリースの解約不能期間に、リースを延長するオプションの対象期間(当社グループが当該オプションを行使することが合理的に確実である場合)、リースを解約するオプションの対象期間(当社グループが当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合)を加えたものとして決定しております。

開始日後において、使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。ここで、使用権資産を減価償却する際には、IAS第16号「有形固定資産」の減価償却の要求事項を適用しております。また、減損しているかどうかを判定し、識別された減損損失を会計処理する際には、IAS第36号「資産の減損」を適用しております。

使用権資産の減価償却は、原資産の所有権がリース期間の終了時まで当社グループに移転する場合又は借手の購入オプションの行使が合理的に確実な場合には、開始日から原資産の耐用年数の終了時まで、それ以外の場合には、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時、又はリース期間の終了時のいずれか早い方までにわたり、定額法により実施しております。

開始日後において、リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額しております。また、リース料の変動又はリースの条件変更を反映するか、又は改訂後の実質上の固定リース料を反映するように帳簿価額を再測定しております。

当社グループは、短期リース又は原資産が少額であるリースに関連したリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたり定額法で費用認識しております。

#### (9) 非金融資産の減損

繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、每期、減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候がある場合には、当該資産の回収可能価額に基づき減損テストを実施しております。耐用年数が確定できない無形資産及び未だ利用可能でない無形資産は、償却を行わず、減損の兆候の有無にかかわらず年に一度、又は減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で測定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

個々の資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を純損益に認識しております。

過年度に減損損失を認識した非金融資産については、決算日において、減損の戻入の兆候の有無を判定しております。

減損の戻入を示す兆候があり、個々の資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入を認識しております。

#### (10) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として現在の債務(法的債務又は推定的債務)を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値が重要な場合には、決済のために要すると見積もられた支出額の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、貨幣の時間価値とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いております。

当社グループは、引当金として、主に資産除去債務、補償対策引当金及び受注損失引当金を認識しております。引当金の内容は、注記「19. 引当金」をご参照ください。

(11) 資本

当社が発行した普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、その発行に直接起因する取引費用(税効果考慮後)は資本剰余金から控除しております。

(12) 従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行われず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(13) 株式に基づく報酬

当社グループは、持分決済型の株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度を導入しております。

ストック・オプションは、付与日における公正価値で測定しております。ストック・オプションの公正価値を決定するための詳細は、注記「30. 株式に基づく報酬」に記載しております。

付与日に決定した公正価値は、最終的に権利が確定すると予想されるストック・オプションの数の見積りに基づき、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。

(14) 収益

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する。

顧客との契約から生じる収益の主要な区分ごとの収益認識基準は以下の通りです。

ストックサービス提供による収益

ストックサービスとは、日本国内で弊社所属のプロジェクトマネージャーおよびシステムエンジニアをアサインし、要件の整理や仕様の確定業務を行うとともに、ベトナム国内に顧客専属の開発チームを組織することで、顧客が自社開発チームと同じように、柔軟かつスピーディーに開発を進めることができるサービスです。

ストックサービスの提供を収益の源泉とする取引は、契約期間で発注する仕事量の最低保証を行う契約に基づく取引が含まれております。このような取引は、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

フローサービス提供による収益

フローサービスとは、開発案件ごとに設計、仕様、デザインなどに基づいて顧客と開発契約を締結し、開発案件の上流工程から下流工程までの包括的なプロセスで品質を担保した成果物を納品する開発サービスです。

フローサービスの提供を収益の源泉とする取引は、顧客の要求する要件を満たすソフトウェアを開発し、納品する契約に基づく取引が含まれております。このような取引については、開発の進捗に応じて顧客の資産が増加するとともに顧客が当該資産の支配を獲得するため、これに応じて当社グループの履行義務が充足されていくものと判断しており、完成までに要する総原価を合理的に測定できる場合には、原価比例法(期末日における見積総原価に対する累積実績発生原価の割合に応じた金額)で収益を認識しており、合理的に測定できない場合は、発生した原価のうち回収されることが見込まれる費用の金額で収益を認識しております。顧客に請求する日より先に認識された収益は、契約資産として認識しております。

(15) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、補助金を受領されることについて合理的な保証が得られる場合に認識しております。発生した費用に対する補助金は、補助金で補償することが意図されている関連コストを費用として認識する期間に純損益として認識しております。

(16) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息及び為替差益から構成されております。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

金融費用は、主として支払利息及び為替差損から構成されております。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

(17) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金で構成されており、その他の包括利益に計上される項目から生じる場合又は企業結合から生じる場合を除き、純損益に含めております。

当期税金は、各報告日時点において制定又は実質的に制定されている税率を乗じて算定する当期の課税所得又は損失に係る納税見込額あるいは還付見込額に過年度の納税調整額を加味したものであります。

繰延税金資産及び負債は、資産負債法により、会計上の資産及び負債の帳簿価額と税務上の資産及び負債金額との一時差異に対して認識しております。なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引(企業結合取引を除く)によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・子会社に対する投資に係る将来減算一時差異で、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する又は負債が決済される時に適用されると予想される税率を使用して算定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。繰延税金資産は各報告日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなった部分について減額しております。

(18) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。

希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在的普通株式の影響を調整して計算しております。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下の通りであります。

- ・収益認識(注記「3. 重要な会計方針(14)収益」)
- ・使用権資産及びリース負債の識別(注記「17. リース」)
- ・繰延税金資産の回収可能性(注記「15. 法人所得税」)
- ・引当金の会計処理と評価(注記「19. 引当金」)
- ・株式報酬の公正な評価単価(注記「30. 株式に基づく報酬」)
- ・投資有価証券の評価(注記「31. 金融商品」)

また、上記のうち、特に重要なものは、フローサービスの収益認識、受注損失引当金の計上、及び投資有価証券の評価と考えております。

収益認識及び受注損失引当金の計上

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
一定の期間にわたり収益認識した金額のうち 当連結会計年度末の残高（契約資産）	15,911	60,222
受注損失引当金	3,316	3,836

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループが提供するサービスのうち、フローサービスは、受託開発型のサービスであり、開発の進捗に応じて顧客の資産が増加するとともに顧客が当該資産の支配を獲得するため、これに応じて当社グループの履行義務が充足されていくものと判断しております。そこで、完成までに要する総原価を合理的に測定できる場合には、原価比例法（期末日における見積総原価に対する累積実績発生原価の割合に応じた金額）で収益を認識しており、合理的に測定できない場合は、発生した原価のうち回収されることが見込まれる費用の金額で収益を認識しております。そのため、収益額の測定には見積りが伴います。

また、顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、翌連結会計年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。そのため、受注損失引当金の測定にも、見積りが伴います。

今後の開発業務の進捗に伴い、予想し得ない工数の大幅な増加等により当該見積りが変更された場合、翌連結会計年度以降の当社グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
投資有価証券	-	177,840

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループが保有する公正価値で測定する投資有価証券が、活発な市場における公表価格によって測定できない場合には、観察不能なインプットを含む評価技法によって算定された公正価値を用いて評価しております。観察不能なインプットを含む評価技法によって算定される公正価値は、適切な基礎率、事業計画の仮定及び採用する計算モデルの選択など、当社グループの経営者による判断や仮定を前提としております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況の変化等により、金融商品の公正価値の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 未適用の新基準

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が公表された基準書及び解釈指針のうち、重要な影響があるものはありません。

## 6. セグメント情報

### (1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、ハイブリッド型サービスによる単一セグメントであります。関連情報としてサービスによる売上収益を「ストックサービス」と「フローサービス」の2分野で評価しております。

### (2) セグメント収益及び業績

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### (3) サービス別の売上収益

サービスごとの外部顧客に対する売上収益は以下の通りであります。

(単位：千円)

売上収益の区分	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
ストックサービス	1,511,490	2,262,680
フローサービス	190,569	145,232
合計	1,702,058	2,407,912

### (4) 地域別に関する情報

#### 外部顧客への売上収益

当社グループは、外部顧客の国内売上収益が連結損益計算書の売上収益の90%以上を占めるため、地域別の売上収益の記載を省略しております。

#### 非流動資産（金融資産および繰延税金資産を除く）

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
日本	106,071	94,954
ベトナム	349,169	337,942
合計	455,240	432,896

### (5) 主要な顧客に関する情報

外部顧客への売上収益のうち、連結損益計算書の売上収益の10%以上を占める相手先は以下の通りであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
クロスクラウド株式会社	18,870	1.11	249,291	10.35

7. 企業結合

該当事項はありません。

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
現金及び要求払預金	483,873	1,808,962
預入期間が3ヶ月以内の定期預金等	16,188	-
合計	500,061	1,808,962

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
売掛金	213,549	258,420
契約資産	15,911	60,222
未収入金	1,778	2,400
貸倒引当金	9,769	18,866
合計	221,468	302,175

営業債権及びその他の債権は、契約資産を除き償却原価で測定する金融資産に分類しております。

## 10. その他の金融資産

## (1) 投資有価証券及びその他の金融資産の内訳

投資有価証券及びその他の金融資産の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
償却原価で測定する金融資産		
立替金	-	809
定期預金	-	33,376
預託金	-	285
敷金及び保証金	44,683	59,087
小計	44,683	93,556
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
株式	-	77,593
小計	-	77,593
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
株式	-	100,248
小計	-	100,248
合計	44,683	271,397
流動資産	-	34,184
非流動資産	44,683	237,212
合計	44,683	271,397

## (2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な銘柄及び公正価値等は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
株式会社Gotoschool	-	29,546
株式会社Libelli-io	-	18,392
株式会社だんきち	-	23,980
Spes株式会社	-	15,002
えほんインク株式会社	-	13,328

短期的な株式上場の蓋然性が低い場合であっても、事業シナジー最大化が想定される投資先の株式を取得し保有することがあります。その保有目的に鑑み、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

## (3) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識の中止

該当事項はありません。

11. その他の資産

その他の資産の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
その他の流動資産		
前渡金	378	52
前払費用	13,447	19,014
未収消費税等	91,122	129,712
合計	104,946	148,778
その他の非流動資産		
長期前払費用	10,259	11,005
合計	10,259	11,005

## 12. 有形固定資産

## (1) 増減表

有形固定資産の帳簿価額の増減、取得原価並びに減価償却累計額及び減損損失累計額は以下の通りであります。

## 帳簿価額

(単位：千円)

	建物附属設備	器具 及び備品	合計
2020年10月1日	57,310	17,895	75,205
取得	2,154	5,208	7,362
売却又は処分	214	1,210	1,424
減損損失	6,650	-	6,650
減価償却費	21,328	12,652	33,980
在外営業活動体の換算差額	2,560	1,809	4,369
2021年9月30日	33,832	11,051	44,883
取得	15,368	10,701	26,069
売却又は処分	10,399	46	10,445
減損損失	-	-	-
減価償却費	21,934	9,342	31,276
在外営業活動体の換算差額	10,697	2,054	12,752
2022年9月30日	27,565	14,418	41,983

(注) 有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれておりません。

## 取得原価

(単位：千円)

	建物附属設備	器具 及び備品	合計
2021年9月30日	90,843	73,374	164,216
2022年9月30日	111,930	99,079	211,010

## 減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：千円)

	建物附属設備	器具 及び備品	合計
2021年9月30日	57,011	62,323	119,334
2022年9月30日	84,365	84,661	169,027

13. 無形資産

(1) 増減表

無形資産の帳簿価額の増減、取得原価並びに償却累計額及び減損損失累計額は以下の通りであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産は認識しておりません。

帳簿価額

(単位：千円)

	無形資産	
	ソフトウェア	合計
2020年10月1日	12,051	12,051
取得	11,179	11,179
償却費	3,864	3,864
在外営業活動体の換算差額	1,279	1,279
2021年9月30日	20,646	20,646
取得	555	555
償却費	5,374	5,374
在外営業活動体の換算差額	4,324	4,324
2022年9月30日	20,150	20,150

- (注) 1. 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。  
2. 無形資産に含まれている自己創設無形資産の帳簿価額は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
ソフトウェア	20,646	20,150
合計	20,646	20,150

取得原価

(単位：千円)

	無形資産	
	ソフトウェア	合計
2021年9月30日	26,617	26,617
2022年9月30日	33,546	33,546

償却累計額及び減損損失累計額

(単位：千円)

	無形資産	
	ソフトウェア	合計
2021年9月30日	5,971	5,971
2022年9月30日	13,396	13,396

#### 14. 非金融資産の減損

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っております。なお、遊休資産及び処分予定資産については、個別資産別に減損損失の認識の判定を行っております。

前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

前連結会計年度において、減損損失が6,650千円発生しております。減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に含めております。

減損損失を認識した主要な資産は、以下の通りであります。

用途	場所	種類	報告セグメント	減損損失（千円）
本社賃貸ビル	東京都中央区	建物附属設備	ハイブリッド型サービス（注）	6,650

（注）当社グループはハイブリッド型サービスの単一セグメントであります。

・本社賃貸ビル

建物附属設備6,650千円

東京都中央区の本社賃貸ビルは、事業環境の変化に伴い一部縮小予定となったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。なお、回収可能価額は使用価値により測定し、その価値を零として備忘価額まで減額しております。

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

## 15. 法人所得税

## (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳及び増減は以下の通りであります。

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位:千円)

	2020年10月1日	純損益を通じて認識	2021年9月30日
繰延税金資産			
未払賞与	1,803	158	1,644
貸倒引当金	109	513	622
未払金	1,275	1,002	2,277
資産除去債務	1,704	757	946
リース負債	102,282	54,746	47,536
繰越欠損金	1,909	3,691	5,600
資産調整勘定	4,030	1,860	2,169
その他	5,772	2,154	3,618
合計	118,884	54,471	64,413
繰延税金負債			
除去費用資産計上額	1,347	732	615
使用权資産	96,067	51,942	44,125
その他	3,330	147	3,182
合計	100,744	52,822	47,922

(注) 純損益を通じて認識された額の合計と繰延税金費用との差額は、為替の変動の影響によるものであります。

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	2021年10月1日	純損益を通じて認識	その他の包括利益において認識	2022年9月30日
繰延税金資産				
未払賞与	1,644	1,725	-	3,369
貸倒引当金	622	50	-	671
未払金	2,277	2,288	-	4,566
資産除去債務	946	486	-	461
リース負債	47,536	1,007	-	48,544
繰越欠損金	5,600	4,381	-	1,219
資産調整勘定	2,169	2,169	-	-
投資有価証券	-	2,296	3,793	1,498
その他	3,618	4,714	-	8,332
合計	64,413	453	3,793	68,659
繰延税金負債				
除去費用資産計上額	615	455	-	160
使用权資産	44,125	413	-	44,537
為替差益	-	17,463	-	17,463
その他	3,182	2,458	-	5,640
合計	47,922	19,879	-	67,801

（注）純損益を通じて認識された額の合計と繰延税金費用との差額は、為替の変動の影響によるものであります。

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異は、重要性が乏しいため記載しておりません。

## （2）法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下の通りであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）	当連結会計年度 （自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
当期税金費用		
当事業年度	28,221	39,258
小計	28,221	39,258
繰延税金費用		
一時差異の発生及び解消	2,468	21,191
小計	2,468	21,191
合計	30,689	60,449

法定実効税率と平均実際負担税率との差異要因は以下の通りであります。

(単位：%)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
法定実効税率	30.6	30.6
永久に損金に算入されない項目	8.7	3.8
税率変更に伴う期末繰延税金資産の減額修正	1.3	-
住民税均等割	0.5	0.7
法人税等軽減税率	0.1	0.3
連結子会社の税率差異	12.1	14.3
在外子会社の留保利益	0.1	0.6
特別控除	-	1.9
その他	0.0	0.2
平均実際負担税率	29.0	19.5

当社グループは、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、前連結会計年度、当連結会計年度ともに30.6%であります。

ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

#### 16. 借入金及びその他の金融負債

##### (1) 借入金の内訳

借入金の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30,000	20,000	0.96	-
合計	30,000	20,000	-	-
流動負債	30,000	20,000	-	-
非流動負債	-	-	-	-
合計	30,000	20,000	-	-

(注) 1. 平均利率については、2022年9月期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 借入金は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

3. 借入金の担保に供している資産はありません。

(2) その他の金融負債の内訳

その他金融負債の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
預り金	14,297	17,554
預り保証金	27,356	25,399
合計	41,653	42,953
流動負債	41,653	42,953
非流動負債	-	-
合計	41,653	42,953

(注) その他の金融負債は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

17. リース

当社グループが、借手としてリースしている資産は主にオフィスであります。リース契約の一部については、延長オプション及び解約オプションが付与されております。また、リース契約によって課された制限(配当、追加借入及び追加リースに関する制限など)はありません。

(1) 使用权資産に関連する損益

使用权資産に関連する損益は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
使用权資産減価償却費		
建物を原資産とするもの	80,852	91,953
減価償却費計	80,852	91,953
リース負債に係る金利費用	18,500	12,157
少額資産のリースの免除規定によるリース費用	591	-
変動リース費用	58	-

(2) 使用权資産

使用权資産の帳簿価額の内訳は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
建物を原資産とするもの	379,453	359,757
合計	379,453	359,757

使用权資産の増加額は、前連結会計年度58,793千円、当連結会計年度76,156千円であります。

リースに係るキャッシュ・フローについては、注記「29. キャッシュ・フロー情報」、リース負債の満期分析については、注記「31. 金融商品(2) 財務上のリスク管理」に記載しております。

18. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
未払金	136,409	206,836
合計	136,409	206,836

営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

19. 引当金

引当金の内訳及び増減は以下の通りであります。

(単位：千円)

	資産除去債務	補償対策引当金	受注損失引当金	合計
2020年10月1日	9,914	3,241	981	14,136
期中増加額	688	2,256	2,155	5,099
割引計算の期間利息費用	188	-	-	188
期中減少額(目的使用)	299	3,327	-	3,627
期中減少額(戻入)	2,252	-	-	2,252
在外営業活動体の換算差額	463	196	180	839
2021年9月30日	8,702	2,366	3,316	14,384
期中増加額	816	2,314	-	3,129
割引計算の期間利息費用	235	-	-	235
期中減少額(目的使用)	2,137	-	-	2,137
期中減少額(戻入)	1,749	2,617	238	4,605
在外営業活動体の換算差額	1,520	525	758	2,803
2022年9月30日	7,387	2,587	3,836	13,809

引当金の連結財政状態計算書における内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
流動負債	5,682	6,423
非流動負債	8,702	7,387
合計	14,384	13,809

資産除去債務には、当社グループが使用する賃借事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は、事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間経過後に支払われると見込んでおりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

補償対策引当金は、将来のプログラムの無償保証費用の支出に備えるため、過去の実績率及び案件別の発生見込額に基づく将来発生見込額を計上しております。これらの費用のほとんどは1年以内に発生するものと見込まれます。

受注損失引当金は、顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、翌連結会計年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。これらの費用のほとんどは1年以内に発生するものと見込まれます。

## 20. その他の負債

その他の負債の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
その他の流動負債		
前受金	5,005	2,889
未払賞与	43,026	62,692
未払有給休暇	34,005	30,900
未払消費税等	15,314	19,029
合計	97,350	115,510

## 21. 資本及びその他の資本項目

### (1) 授権株式数及び発行済株式総数

授権株式数及び発行済株式総数の増減は以下の通りであります。

	授権株式数 (株)	発行済株式 (株)	資本金 (千円)	資本剰余金 (千円)
2020年10月1日残高	29,000,000	5,350,000	40,000	35,000
期中増減	-	2,093,748	185,297	192,772
2021年9月30日残高	29,000,000	7,443,748	225,297	227,772
期中増減(注)2、3、4	-	3,535,900	668,046	655,960
2022年9月30日残高	29,000,000	10,979,648	893,343	883,732

(注)1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済みとなっております。

2. 前連結会計年度の発行済株式総数の期中増加は、第三者割当増資による増加であります。

3. 2021年12月22日を払込期日とする新規上場に伴う公募増資及び2022年1月19日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は2,800,000株増加しております。なお、新株式発行にかかる直接発行費用8,056千円(税効果考慮後)を資本剰余金から控除しています。

4. 当連結会計年度において、新株予約権の行使により発行済株式の総数が、735,900株増加しております。

### (2) 自己株式

該当事項はありません。

### (3) 資本剰余金

日本における会社法(以下「会社法」という。)では、株式の発行に対しての払込み又は給付の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では、資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(4) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

(5) その他の資本の構成要素

その他の資本の構成要素の内容及び目的は、以下の通りであります。

新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、契約条件及び金額等は「30.株式に基づく報酬」に記載しております。

在外営業活動体の換算差額

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額であります。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額であります。

22. 配当金

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

23. 売上収益

(1) 収益の分解

当社グループは、ハイブリッド型サービスによる単一事業分野において事業活動を行っており、売上収益の内訳は注記「6.セグメント情報」に記載しております。なお、当社グループの売上収益は全て顧客との契約から生じたものであります。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
顧客との契約から生じた債権	213,549	258,420
契約資産	15,911	60,222
契約負債	5,005	2,889

前連結会計年度及び当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、それぞれ5,441千円及び5,005千円であります。

契約資産は、フローサービス提供による収益について、一定期間にわたり充足した履行義務に係る対価に対する当社グループの権利であり、支払いに対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。顧客との契約から生じた債権は、履行義務の充足後、別途定める支払条件により、主として1年以内に対価を受領しています。また、当社グループの顧客との契約から生じた債権に重要な金融要素はありません。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。

なお、営業債権及び契約資産に関する減損損失については、「31.金融商品」にて記載しております。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 契約コストから認識した資産

当社グループにおいて、契約の獲得または履行のコストから認識した資産はありません。

24. 売上原価及び販売費及び一般管理費

売上原価及び販売費及び一般管理費の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
従業員および役員に対する給付費用	1,228,849	1,506,916
業務委託費	67,480	164,401
減価償却費及び償却費(注)	120,942	130,856
支払報酬	35,729	53,744
福利厚生費	20,320	36,175
その他	139,137	231,565
合計	1,612,457	2,123,657

(注) 「減価償却費及び償却費」は、連結財政状態計算書上「その他の非流動資産」に含まれる長期前払費用の償却額を含みます。

## 25. その他の収益及び費用

その他の収益の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
賃料減免(注)	-	8,274
政府補助金	22,451	2,400
リース負債取崩益	5,944	3,541
資産除去債務戻入益	-	1,749
その他	873	1,669
合計	29,268	17,633

(注) IFRS第16号「リース」の修正「COVID-19に関連した賃料減免」における実務上の便法を採用したことにより認識される負の変動リース料であります。

その他の費用の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
上場関連費用	-	9,257
固定資産除却損	-	4,736
減損損失	6,650	-
原状回復費用	751	-
その他	90	54
合計	7,491	14,047

## 26. 金融収益及び金融費用

金融収益の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	2,450	3,191
為替差益	11,072	24,125
投資有価証券評価益		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	7,589
合計	13,522	34,905

金融費用の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
支払利息		
リース負債に係る利益費用	18,500	12,157
資産除去債務に係る利息費用	188	235
その他	391	289
合計	19,079	12,681

## 27. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び純損益への組替調整額、並びに税効果の影響は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
当期発生額	-	12,388
税効果額	-	3,793
小計	-	8,595
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	6,501	11,225
組替調整額	-	-
税効果調整前	6,501	11,225
税効果額	-	-
小計	6,501	11,225
合計	6,501	19,820

## 28. 1株当たり利益

## (1) 基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
親会社の所有者に帰属する当期利益(千円)	75,132	249,615
親会社の普通株主に帰属しない当期利益(千円)	-	-
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(千円)	75,132	249,615
加重平均普通株式数(千株)	6,405	10,301
普通株式増加数		
新株予約権(株)	-	681
希薄化後の加重平均普通株式数(株)	-	10,981
基本的1株当たり当期利益(円)	11.73	24.23
希薄化後1株当たり当期利益(円)	-	22.73

(注) 前連結会計年度における親会社の所有者に帰属する希薄化後1株当たり当期利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 29. キャッシュ・フロー情報

## (1) 財務活動から生じた負債の変動

財務活動から生じた負債の変動は以下の通りであります。

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位:千円)

	2020年 10月1日	キャッシュ ・フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動			2021年 9月30日
			為替変動	新規リース	その他	
短期借入金	40,000	10,000	-	-	-	30,000
リース負債	597,779	81,252	24,669	58,793	171,597	428,393
合計	637,779	91,252	24,669	58,793	171,597	458,393

(注) 前連結会計年度における「リース負債」の「その他」には、主にリース契約の解約やリース負債の再測定による減少を含みます。

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位:千円)

	2021年 10月1日	キャッシュ ・フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動			2022年 9月30日
			為替変動	新規リース	その他	
短期借入金	30,000	10,000	-	-	-	20,000
リース負債	428,393	99,431	67,672	76,156	65,764	407,026
合計	458,393	109,431	67,672	76,156	65,764	427,026

(注) 当連結会計年度における「リース負債」の「その他」には、主にリース契約の解約やリース負債の再測定による減少を含みます。

## (2) 非資金取引

重要な非資金取引の内容は「(1) 財務活動から生じた負債の変動」のキャッシュ・フローを伴わない変動に記載の通りであります。

## 30. 株式に基づく報酬

## (1) 株式に基づく報酬制度の内容

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により、当社の取締役、執行役員及び従業員に対して付与されております。当社が発行するストック・オプションは、全て持分決済型株式報酬であります。行使期間は割当契約に定められており、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効いたします。当社が発行しているストック・オプションの内容は、以下の通りであります。

	付与数(株)	付与日	行使期限	権利確定条件
第1回	1,728,200	2018年6月19日	2028年5月31日	付与日以後、権利確定日(2020年5月31日)まで継続して勤務していること。
第2回	307,000	2019年10月16日	2029年10月16日	付与日以後、権利確定日(2021年10月16日)まで継続して勤務していること。
第3回	125,000	2021年1月16日	2031年1月16日	付与日以後、権利確定日(2023年1月16日)まで継続して勤務していること。
第4回	252,000	2021年4月15日	2031年4月15日	付与日以後、権利確定日(2023年4月15日)まで継続して勤務していること。
第5回	399,000	2022年9月8日	2032年9月7日	付与日以後、権利確定日(2024年9月30日)まで継続して勤務していること。

## (2) スtock・オプションの数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	
	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	1,951,000	55.6	1,895,000	78.8
付与	377,000	177.0	399,000	744.0
行使	-	-	735,900	35.6
失効	433,000	59.9	90,400	61.7
満期消滅	-	-	-	-
期末未行使残高	1,895,000	78.8	1,467,700	282.3
期末行使可能残高	1,307,000	30.7	718,700	77.2

(注) 1. 期中に行使されたストック・オプションの権利行使時点の加重平均行使価格は、当連結会計年度において35.6円であります。

2. 期末時点で未行使のストック・オプションの行使価格は、第1回新株予約権が30.7円、第2回新株予約権が200.0円、第3回新株予約権が177.0円、第4回新株予約権が177.0円、第5回新株予約権が744.0円であります。

3. 期末時点で未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ7.4年及び7.7年であります。

## (3) 期中に付与されたストック・オプションの公正価値及び仮定

期中に付与されたストック・オプションの公正価値は、以下の前提条件に基づき、モンテカルロ・シミュレーションを用いて評価しております。

	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
	第5回ストック・オプション
公正価値	744円
付与日の株価	719円
株価変動性(注1)	67.58%
配当利回り	- %
無リスク利子率(注2)	0.29%
行使価格	744円

(注) 1. 株価変動性は、当社の実績株価変動性を基に見積もっております。

2. 評価基準日における償還年月日2032年9月20日の超長期国債140の流通利回り(日本証券業協会「公社債店頭売買参考統計値」より)を適用しております。

## (4) 株式報酬費用

連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれている株式報酬費用計上額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ23,558千円及び18,671千円であります。

## 31. 金融商品

## (1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、ROE及びEPS等であります。

これらの指標については、経営者に定期的に報告され、モニタリングしております。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

## (2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク)に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

## 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

各年度末における、金融資産のステージ別の帳簿価額（貸倒引当金控除前）は、以下の通りであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
営業債権及び契約資産	229,460	318,641
償却原価で測定するその他の金融資産		
ステージ1の金融資産	46,461	95,956
ステージ2の金融資産	-	-
ステージ3の金融資産	-	-

連結財務諸表に表示されている金融資産の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに係るエクスポージャーの最大値であります。

営業債権及び契約資産に係る年齢分析内訳は、以下の通りであります。

前連結会計年度（2021年9月30日）

（単位：千円）

延滞日数	貸倒引当金が 12ヶ月の予想 信用損失と 等しい金額で 測定されるもの	貸倒引当金が全期間の予想信用損失に 等しい金額で測定されるもの			合計
		信用リスクが当 初認識以降に著 しく増大した金 融資産	信用減損 金融資産	営業債権及び 契約資産	
延滞なし	46,461	-	-	205,605	252,066
30日以内	-	-	-	-	-
30日超60日以内	-	-	-	-	-
60日超90日以内	-	-	-	5,314	5,314
90日超	-	-	-	18,541	18,541
合計	46,461	-	-	229,460	275,921

当連結会計年度（2022年9月30日）

（単位：千円）

延滞日数	貸倒引当金が 12ヶ月の予想 信用損失と 等しい金額で 測定されるもの	貸倒引当金が全期間の予想信用損失に 等しい金額で測定されるもの			合計
		信用リスクが当 初認識以降に著 しく増大した金 融資産	信用減損 金融資産	営業債権及び 契約資産	
延滞なし	95,956	-	-	299,775	395,731
30日以内	-	-	-	-	-
30日超60日以内	-	-	-	-	-
60日超90日以内	-	-	-	3,542	3,542
90日超	-	-	-	15,324	15,324
合計	95,956	-	-	318,641	414,597

貸倒引当金の増減は以下の通りであります。

(単位：千円)

	営業債権及び 契約資産	償却原価で測定するその他の金融資産		
		単純化したアプローチ を適用した金融資産に 係る貸倒引当金	ステージ1の金融資産 に係る貸倒引当金	ステージ2の金融資産 に係る貸倒引当金
2020年10月1日	5,618	-	-	-
繰入額(純額)	4,151	-	-	-
目的使用	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
2021年9月30日	9,769	-	-	-
繰入額(純額)	9,097	-	-	-
目的使用	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
2022年9月30日	18,866	-	-	-

#### 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債の期日別残高は以下の通りであり、契約上のキャッシュ・フローは利息支払額を含んだ割引前のキャッシュ・フローを記載しております。

前連結会計年度(2021年9月30日)

(単位：千円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フ ロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
短期借入金	30,000	30,000	30,000	-	-	-	-	-
営業債務及びその他の債務	136,409	136,409	136,409	-	-	-	-	-
リース負債 (一年以内の支払予定を含む)	428,393	479,591	118,660	95,249	81,529	81,529	31,781	70,842
合計	594,801	645,999	285,068	95,249	81,529	81,529	31,781	70,842

当連結会計年度（2022年9月30日）

（単位：千円）

	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・フ ロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
短期借入金	20,000	20,000	20,000	-	-	-	-	-
営業債務及びその他の債務	206,836	206,836	206,836	-	-	-	-	-
リース負債 (一年以内の支払予定を含む)	407,026	533,519	126,468	97,502	101,041	99,524	46,729	62,255
合計	633,861	760,355	353,303	97,502	101,041	99,524	46,729	62,255

## 為替リスク管理

当社グループは、日本とベトナムで事業を展開しており、当社グループの各機能通貨とは異なる通貨による外部取引及びグループ間取引の結果、為替の変動リスクに晒されております。当社グループは、当該リスクを管理することを目的として、為替相場の継続的なモニタリングを行っております。

## 為替感応度分析

以下の表は、当社グループの為替リスクエクスポージャーに対する感応度分析であります。

感応度分析は、期末日現在における、為替差額を当期利益で認識する外貨建の営業債権・債務等から生じる為替リスクエクスポージャーに対して、日本円が1%円高となった場合に、連結損益計算書の税引前利益に与える影響を示しております。本分析においては、その他の変動要因（残高、金利等）は一定であることを前提としております。

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
ベトナムドン	4,339	4,972
米国ドル	3,746	5,675

## 金利リスク管理

当社グループの有利子負債のうち変動金利のものは、金利の変動リスクに晒されております。当社グループは、金利変動リスクを低減するため、変動金利の有利子負債について金利変動をモニタリングし、急激な金利変動時には借換を行うなどして金利リスク管理を行う方針であります。

なお、現在の金利リスクは当社グループにとって重要なものではないと考えているため、金利感応度分析は行っておりません。

## (3) 金融商品の公正価値

償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)		当連結会計年度 (2022年9月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
その他の金融資産	44,683	50,154	59,372	58,820

(注) 短期金融資産、短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似しているため、上表に含めておりません。

上記の金融商品の公正価値の測定方法は、以下の通りであります。

## (その他の金融資産)

敷金及び保証金により構成されており、契約期間に応じて国債の利回り等適切な指標で割り引く方法により、公正価値を見積っており、レベル2に分類しております。

公正価値で測定する金融商品

金融商品の公正価値について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

金融商品のレベル間の振替は、振替のあった報告期間の期末日に認識しております。

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下の通りであります。

前連結会計年度（2021年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2022年9月30日）

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品	-	-	77,593	77,593
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品	-	-	100,248	100,248
合計	-	-	177,840	177,840

## レベル3に分類した金融商品の公正価値測定

## a. 公正価値の評価技法及びインプット

レベル3に分類される活発な市場における公表価格が入手できない非上場株式における、観察可能でないインプットを使用した公正価値の評価技法及びインプットは、以下の通りです。

評価技法	観察可能でないインプット	観察可能でないインプットの範囲	
		2021年9月30日	2022年9月30日
割引キャッシュ・フロー法	加重平均資本コスト	-	5.0%～9.8%
	永久成長率	-	0.5%
	非流動性ディスカウント	-	30.0%
	EV/EBITDA倍率(注)	-	5.4倍～18.0倍

(注) 継続価値算定のために、類似会社の倍率を使用しています。

## b. 感応度分析

重要な観察可能でないインプットのうち、加重平均資本コスト、非流動性ディスカウントが上昇(低下)した場合は、非上場株式の公正価値が減少(増加)します。一方、永久成長率、EV/EBITDA倍率が上昇(低下)した場合は、非上場株式の公正価値は増加(減少)します。

## c. 評価プロセス

非上場株式の公正価値は、当社グループの担当部門がグループ会計方針等に従って、四半期ごとに入手可能な直前の数値を用いて測定しています。公正価値の評価結果は適切な権限者がレビュー、承認しており、公正価値の変動の根拠と併せて経営者に報告がなされております。

## d. レベル3に分類した金融商品の調整表

各年度におけるレベル3に分類された金融商品の調整表は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
期首残高	-	-
取得	-	182,639
利得及び損失		
純損益(注)1	-	7,589
その他の包括利益(注)2	-	12,388
期末残高	-	177,840

(注) 1. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、連結損益計算書の金融収益及び金融費用に含まれております。

2. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、連結包括利計算書のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に含まれております。

## 32. 主要な子会社

当連結会計年度末の主要な子会社の状況は以下の通りであります。

名称	所在地	報告セグメント	議決権の所有割合
Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.	ベトナム ホーチミン市	ハイブリッド型サービス	100%
Hybrid Techno Camp Co., Ltd.	ベトナム ホーチミン市	ハイブリッド型サービス	100%

33. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

種類	名称	取引の内容	取引金額	未決済金額
その他の 関係会社	株式会社エアトリ（注4）	ハイブリッド型サービスの受注	90,031	17,385
		増資の引受（注3）	189,003	-
親会社	Soltec Investments Pte. Ltd.（注4）	増資の引受（注3）	181,591	-

- （注）1．関連当事者との取引条件は、個別に交渉の上、決定しております。  
2．債権に対して貸倒引当金は設定しておりません。  
3．取引価格については、独立した第三者による算定結果を踏まえて決定しております。  
4．2021年3月31日における当社の第三者割当増資、及び当社株式の譲渡により、Soltec Investments Pte. Ltd.は、当社に対する実質的な支配を有することとなり、当社の親会社は株式会社エアトリ及びEvolable Asia Co., Ltd.からSoltec Investments Pte. Ltd.に変更されております。

当連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）  
該当事項はありません。

(2) 経営幹部に対する報酬

当社の取締役及び監査役に対する報酬は、以下の通りです。

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）	当連結会計年度 （自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
短期報酬	53,235	65,117
株式に基づく報酬	9,704	9,433
合計	62,939	74,550

34. コミットメント

当社グループにおいて、開示すべき重要な事項はありません。

35. 偶発債務

当社グループにおいて、重要な偶発債務はありません。

36. 後発事象

該当事項はありません。

37. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響について、当連結会計年度において当社の業績に与える影響は限定的でありました。今後の収束時期等の影響を予測するのは困難な状況にありますが、現時点で入手可能な情報に基づき会計上の見積りを会計処理に反映しております。また、新型コロナウイルス感染症による将来的な影響は依然として不透明であり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ロシア・ウクライナ情勢による当社グループへの影響について、現時点では限定的となっております。今後も当社グループへの影響は限定的であると仮定し、会計上の見積りを行っておりますが、ロシア・ウクライナ情勢の長期化等の影響により経済活動が停滞した場合には、当社グループが提供するサービスへの需要の減少を招くなどにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上収益(千円)	502,145	1,051,135	1,708,043	2,407,912
税引前四半期利益又は税引前利益(千円)	50,357	132,384	264,185	310,064
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益(千円)	41,603	105,631	214,259	249,615
基本的1株当たり四半期(当期)利益(円)	4.99	10.98	21.27	24.23

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益(円)	4.99	5.86	9.89	3.22

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	363,396	1,681,700
売掛金	1 199,389	1 269,864
1年内回収予定の長期貸付金	1 98,111	1 121,366
未収入金	1 190,680	1 223,706
前払費用	5,187	4,533
その他	10,429	1 21,561
貸倒引当金	1,250	1,250
流動資産合計	865,944	2,321,482
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	5,149	-
工具、器具及び備品(純額)	2,520	3,560
有形固定資産合計	7,669	3,560
投資その他の資産		
投資有価証券	-	182,731
関係会社株式	74,459	74,459
長期貸付金	1 294,334	1 242,733
繰延税金資産	303	-
その他	5,540	9,910
投資その他の資産合計	374,637	509,834
固定資産合計	382,306	513,395
資産合計	1,248,251	2,834,878

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
短期借入金	2 30,000	20,000
未払金	1 62,977	1 91,356
未払法人税等	23,820	33,402
預り売上	1 491,117	1 622,798
預り金	2,535	2,816
賞与引当金	5,370	6,003
その他	1 15,304	1 25,945
流動負債合計	631,125	802,322
<b>固定負債</b>		
資産除去債務	1,743	-
繰延税金負債	-	8,397
固定負債合計	1,743	8,397
負債合計	632,869	810,720
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	225,296	893,343
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	220,296	866,446
資本剰余金合計	220,296	866,446
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金	169,788	264,352
利益剰余金合計	169,788	264,352
株主資本合計	615,381	2,024,142
新株予約権	-	16
純資産合計	615,381	2,024,158
負債純資産合計	1,248,251	2,834,878

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
売上高	1 625,973	1 837,755
売上原価	1 271,522	301,629
売上総利益	354,450	536,126
販売費及び一般管理費	2 297,549	1, 2 459,672
営業利益	56,901	76,453
営業外収益		
受取利息	1 5,737	1 5,225
為替差益	17,496	78,664
助成金収入	22,390	2,400
その他	156	414
営業外収益合計	45,781	86,704
営業外費用		
支払利息	390	289
株式公開費用	-	20,867
営業外費用合計	390	21,157
経常利益	102,292	142,001
特別利益		
固定資産売却益	22	-
資産除去債務戻入益	-	1,749
特別利益合計	22	1,749
特別損失		
減損損失	6,649	-
固定資産除却損	-	4,781
その他	750	-
特別損失合計	7,400	4,781
税引前当期純利益	94,915	138,968
法人税、住民税及び事業税	28,221	35,702
法人税等調整額	3,652	8,701
法人税等合計	31,873	44,404
当期純利益	63,041	94,563

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		220,488	81.2	217,218	72.0
外注費		51,034	18.8	84,410	28.0
売上原価合計		271,522	100.0	301,629	100.0

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	40,000	35,000	35,000	106,747	106,747	181,747	181,747
当期変動額							
第三者割当増資による 新株の発行	185,296	185,296	185,296	-	-	370,593	370,593
当期純利益	-	-	-	63,041	63,041	63,041	63,041
当期変動額合計	185,296	185,296	185,296	63,041	63,041	433,634	433,634
当期末残高	225,296	220,296	220,296	169,788	169,788	615,381	615,381

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	225,296	220,296	220,296	169,788	169,788	615,381	-	615,381
当期変動額								
新株の発行（新株予約権 の行使）	24,046	2,150	2,150	-	-	26,196	-	26,196
第三者割当増資による 新株の発行	644,000	644,000	644,000	-	-	1,288,000	-	1,288,000
当期純利益	-	-	-	94,563	94,563	94,563	-	94,563
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	16	16
当期変動額合計	668,046	646,150	646,150	94,563	94,563	1,408,760	16	1,408,776
当期末残高	893,343	866,446	866,446	264,352	264,352	2,024,142	16	2,024,158

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5: 履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社は、連結子会社に対してシステム開発支援サービスを提供しております。当該サービスの履行義務は、当社グループが提供するハイブリッド型サービスの一部として、主としてシステムエンジニア等の労働力を契約期間にわたって連結子会社に提供することであり、当社は一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務の提供期間に応じて収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次の通りです。

投資有価証券の回収可能価額

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
投資有価証券	-	182,731

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の投資有価証券は、いずれも市場価格のない株式等であり、その投資先の多くは事業の立ち上げ段階にあり、超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額よりも高い価額で株式を取得しております。当該株式は、その評価において、投資先の最近の財務諸表を基礎に算定した1株当たりの純資産額を用いて算出した純資産持分相当額が帳簿価額と比較して著しく下落している場合に、減損処理の要否を検討しております。

減損処理の要否の検討においては、投資時の事業計画と実績を比較してその達成状況を把握し、事業計画に対し実績が大きく下回る場合には、外部経営環境等を勘案して、今後の事業計画の実現可能性を評価し、投資先の超過収益力を含む実質価額の回復可能性が事業計画等により十分に裏付けられる場合を除き、純資産持分相当額まで帳簿価額を切り下げることとしています。

投資先の実績等が投資時の計画を下回った場合など事業計画に基づく業績回復が予定通り進まないことが判明した場合や、市場の変化、予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって個々の投資に関する状況の変化があった場合には、翌事業年度の財務諸表における投資有価証券の評価において、重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響、ロシア・ウクライナ情勢による影響について、詳細は連結財務諸表「連結注記表 37. 追加情報」に記載の通りです。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
短期金銭債権	300,579千円	398,689千円
長期金銭債権	294,334	242,733
短期金銭債務	504,855	646,098

2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく事業年度末における借入未実行残高は次の通りであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
当座貸越限度額の総額	100,000千円	- 千円
借入実行残高	-	-
差引額	100,000	-

## (損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	625,973千円	837,755千円
仕入高・販売費及び一般管理費	4,891	2,052
営業取引以外の取引による取引高	5,734	5,104

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度34%、当事業年度36%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度66%、当事業年度64%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
給料及び手当	110,128千円	175,114千円
役員報酬	49,235	55,117
販売促進費	31,534	39,203
支払報酬	27,617	49,244
減価償却費	1,648	1,713
賞与引当金繰入額	2,353	3,196

## (有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

前事業年度(2021年9月30日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)
子会社株式	74,459

当事業年度(2022年9月30日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	74,459

## ( 税効果会計関係 )

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2021年 9月30日 )	当事業年度 ( 2022年 9月30日 )
繰延税金資産		
賞与引当金	1,644千円	1,838千円
未払事業税	1,971	4,244
その他	1,957	2,982
繰延税金資産合計	5,573	9,064
繰延税金負債		
為替差益	4,832	17,463
資産除去債務に対応する除去費用	436	-
繰延税金負債合計	5,269	17,463
繰延税金資産 ( 負債 ) の純額	303	8,397

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 ( 2021年 9月30日 )	当事業年度 ( 2022年 9月30日 )
法定実効税率 ( 調整 )	30.62%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
住民税均等割	0.56	
役員賞与、交際費等永久に損金に算入されない項目	2.14	
特別控除	-	
法人税等軽減税率	-	
その他	0.26	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.58	

## ( 企業結合等関係 )

該当事項はありません。

## ( 収益認識関係 )

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「( 重要な会計方針 ) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

## ( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

区 分	資産の 種 類	当期首 残 高 (千円)	当 期 増加額 (千円)	当 期 減少額 (千円)	当 期 償却額 (千円)	当期末 残 高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形 固定資産	建物	5,149	-	4,735	413	-	-
	工具、器具及び備品	2,520	2,387	46	1,300	3,560	6,372
	計	7,669	2,387	4,781	1,713	3,560	6,372

(注) 1. 当期減少額のうち主なものは次の通りであります。

建物：2022年8月にオフィス増床工事を行う意思決定に伴い、4,735千円の固定資産除却損を計上しております。

2. 当期増加額の主な内容は以下の通りであります。

工具、器具及び備品の増加 パソコンの購入2,387千円

## 【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,250	-	-	1,250
賞与引当金	5,370	6,003	5,370	6,003

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎年9月30日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日及び毎年9月30日 上記の他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨、定款に定めております。
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り (注)1. 取扱場所 株主名簿管理人 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。( <a href="https://www.hybrid-technologies.co.jp/company/profile.html/">https://www.hybrid-technologies.co.jp/company/profile.html/</a> ) ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1. 単元未満株式の買取りを含む株式の取扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取扱います。

2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第6期）（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）2021年12月28日関東財務局長に提出

#### (2)四半期報告書及び確認書

（第7期第1四半期）（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月14日関東財務局長に提出

（第7期第2四半期）（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）2022年5月13日関東財務局長に提出

（第7期第3四半期）（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）2022年8月12日関東財務局長に提出

#### (3)有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

2021年11月18日関東財務局長に提出

#### (4)有価証券届出書の訂正届出書

有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）に係る訂正届出書

2021年12月6日及び2021年12月14日関東財務局長に提出

2021年11月18日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年12月21日

株式会社ハイブリッドテクノロジーズ

取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 大国 光大

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 古園 考晴

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハイブリッドテクノロジーズの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社ハイブリッドテクノロジーズ及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

連結子会社Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.における収益認識及び受注損失引当金	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>「事業の内容」の事業系統図に記載のとおり、会社グループにおいて外部顧客にハイブリッド型サービスの提供を行うのは、連結子会社であり、Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.の2022年9月期の売上収益は2,407,912千円と、連結売上収益の多くを占めている状況である。</p> <p>Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.の販売先には、関連当事者が含まれており、当該関連当事者取引については、取引条件の決定に恣意性が介入し、独立第三者間取引と比べ、有利ないし不利な条件で取引が実行される可能性がある。</p> <p>また、会社グループが提供するサービスのうち、フローサービスは、受託開発型のサービスであり、開発の進捗に応じて顧客の資産が増加するとともに顧客が当該資産の支配を獲得するため、これに応じて当社グループの履行義務が充足されていくものと判断しており、完成までに要する総原価を合理的に測定できる場合には、原価比例法（期末日における見積総原価に対する累積実績発生原価の割合に応じた金額）で収益を認識しており、合理的に測定できない場合は、発生した原価のうち回収されることが見込まれる費用の金額で収益を認識している。よって、収益額の測定には見積りが伴う。</p> <p>なお、顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、翌連結会計年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上している。よって、受注損失引当金の測定にも、見積りが伴う。</p> <p>以上より、連結売上収益の多くを占めるHybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.の売上収益については、関連当事者取引において取引条件の決定に恣意性が介入するリスクがあること、並びに収益額の測定及び受注損失引当金の測定に見積りを伴い、当該見積りは不確実性を有し、かつ、経営者の判断も介入することから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.の売上収益の検討に当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益認識及び原価計算に係るプロセスについて、内部統制の整備及び運用状況の評価を実施した。</li> </ul> <p>(2)関連当事者取引の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な関連当事者取引先について、粗利率分析及び質問を行い、取引額に恣意性が介入していないかを検討した。</li> <li>・一定の基準により抽出した関連当事者取引について、契約書、完了報告書等と照合した。また、受託案件について、成果物を目視して実在性を確認した。</li> </ul> <p>(3)フローサービスにおける進捗率及び受注損失引当金の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期末時点で仕掛中となっている案件の受注額について、取引先への確認手続を実施した。</li> <li>・期末時点で仕掛中となっている案件について、案件開始当初からの見積総原価の変動資料を入手し、原価項目別の総原価の見積りの変動に関して、適切な責任者に対する質問等を実施することを通して、不合理な変動の有無を把握するなど、原価項目別の総原価の見積りの変遷にかかる異常性分析を実施した。</li> <li>・期末時点で仕掛中となっている案件のうち見積総原価が受注額を超過する案件について、赤字金額が適切に引当金計上されているかの計算突合を実施した。</li> <li>・原価総額の事前の見積額とその確定額を比較することによって、見積総原価が合理的であることの検討を実施した。</li> </ul>

レベル3に分類された投資有価証券の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、既存サービスの強化、グローバル展開の加速及び新たな事業領域への展開等を目的として、投資活動を拡大している。当該投資は、「投資有価証券」（残高177,840千円）として連結財政状態計算書に計上されている。</p> <p>「注記31.(3)金融商品の公正価値」に記載のとおり、上記投資有価証券は、公正価値ヒエラルキーのレベル別分類でレベル3（観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値）に分類され、その公正価値の算定の基礎になる企業価値については、割引キャッシュ・フロー法を使用して算定している。</p> <p>割引キャッシュ・フロー法において使用される事業計画上の「将来キャッシュ・フロー」、「EV/EBITDA倍率」や「加重平均資本コスト」の仮定は、経営者の判断により重要な影響を受け、またこれらの仮定の変化により公正価値が大きく変動する。</p> <p>以上から、レベル3に分類された投資の評価について、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、レベル3に分類された投資有価証券の公正価値評価を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公正価値測定について、投資先企業の事業の状況に関する情報の収集方法を理解し、投資後に実施する社内のモニタリングや評価金額の承認方法といった内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</li> <li>・投資先企業の事業の状況やファイナンスの状況を把握するため、会社が作成した投資銘柄ごとの評価書を査閲した。また、公正価値の変動につながる投資先の事業の進捗や資金調達の状況といった事象の有無及び公正価値の見積方法について検討した。</li> <li>・評価対象会社と比較可能な類似会社の選定に当たり、取得時点からの恣意的な変更の有無を検討するとともに、EV/EBITDA倍率について計算突合を実施した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年12月21日

株式会社ハイブリッドテクノロジーズ

取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 大国 光大  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 古菌 考晴  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハイブリッドテクノロジーズの2021年10月1日から2022年9月30日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイブリッドテクノロジーズの2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

超過収益力等を反映した価額で取得した株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当事業年度の貸借対照表において、投資有価証券182,731千円が計上されている。当該株式は企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」における「市場価格のない株式等」に該当する。</p> <p>会社は、当該株式の引受価額の決定にあたっては投資先企業の事業計画に基づく企業価値の妥当性を検討した上で、投資先企業の超過収益力等を反映した価額で取得しており、期末の株式の減損の検討にあたっては投資先企業の財政状態に当該超過収益力等を反映した価額をもって実質価額としている。</p> <p>当事業年度において、当該株式の減損処理は不要と判断されているが、当該株式の帳簿価額に重要性があり、減損の検討における超過収益力等の算定の基礎である投資先企業の企業価値の算定には見積り及び判断が伴うことから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資の評価損の認識の要否に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</li> <li>・実質価額に超過収益力が含まれる投資先について、取得時点の事業計画と実績の比較、及び期末時点での外部環境と照らして、超過収益力の毀損の兆候の有無を検討した。</li> <li>・超過収益力等を反映した実質価額の算定に使用しているデータについて、使用しているデータの妥当性を検討し、再計算を実施した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。